

健康・福祉

成人・高齢者保健

特定健康診査 問 住民課 保険年金係

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善を目的とした「特定健康診査」を実施しています。対象者は、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入の方です。指定医療機関でお受けください。町の国民健康保険以外の健康保険に加入の方は各保険者(お持ちの資格確認書に記載されています。)にお問い合わせください。
※特定健康診査の対象となる方には、事前に受診券をお送りします。

ご長寿健康診査 問 健康こどもみらい課 健康指導係

後期高齢者医療保険に加入されている75歳以上の方は、特定健康診査と同項目の健診を町が実施しています。
※対象になる方には、受診券をお送りします。

がん検診 問 健康こどもみらい課 健康指導係

がんは早期発見・早期治療が大切です。
※対象になる方には、受診券をお送りします。

検診項目	対象者
肺がん(X線)	40歳以上の方
胃がん(バリウム検査)	40歳以上75歳未満の方
胃リスク検診(ABC検診) ※指定医療機関のみ	※40、45、50、55、60、65、70歳の方はバリウム検査ではなく胃リスク(ABC)検診です。
大腸がん(検便)	40歳以上の方
乳がん	40歳以上の女性
子宮がん	20歳以上の女性

肝炎ウイルス検診 問 健康こどもみらい課 健康指導係

40歳になる方、41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方を対象に実施しています。

成人歯科健診 問 健康こどもみらい課 健康指導係

20、30、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳になる方を対象に、歯科健診を実施(委託歯科医院)しています。
※対象になる方には、受診券をお送りします。

健康相談・栄養相談 問 健康こどもみらい課 健康指導係

「血圧の値が知りたい」「尿検査をしたい」「こんな症状が気になる」「コレステロールの値が高いが、どんな食事がいいのか」など、身体や食事についてのご相談をお受けしています。
日程は町民カレンダーや「広報ゆがわら」をご覧ください。
※事前予約制

健康教室 問 健康こどもみらい課 健康指導係

病気の予防や生活習慣の改善のために、医師、保健師、栄養士、健康運動指導士などが、病気についての知識や食事のとり方、運動の方法などについて講義や実習を行います。

健康増進プログラム 問 健康こどもみらい課 健康指導係

保健師や栄養士などの専門職が通いの場に出向いて、参加者の状態にあった口腔、栄養、運動などの健康寿命延伸につながるお話をします。

家庭訪問 問 健康こどもみらい課 健康指導係

保健師や栄養士が健康についてご相談のあるご家庭に伺い、家族の方とともに解決策を考えていきます。

食育サポートメイト養成講座 問 健康こどもみらい課 健康指導係

健康づくりで大切な食生活についての知識を習得し、主体的に実践し地域活動を推進するために、「食育サポートメイト」を養成する講座を開催しています。

献血にご協力を 問 健康こどもみらい課 保健予防係

病気やけがなどで輸血を必要としている方の尊い生命を救うため、16～69歳の健康な方に献血のご協力をお願いします。湯河原町での献血バス実施日は「広報ゆがわら」をご覧ください。

未病センターゆがわら 問 健康こどもみらい課 保健予防係

保健センター1階のロビーに、だれでも簡単に測定できる機器を設置しています。手軽に健康状態をチェックできます。

■測定機器

- 骨健康度測定器
○骨の健康状態が測定できます。
- 足底圧分析システム
○足底圧力の変化から、姿勢やカラダのバランス能力がチェックできます。
- 血圧測定器
○血圧を測定できます。

未病とは

健康	未病	病気
----	----	----

人の健康状態はここまですべて健康で、ここから病気と明確に分けられません。健康と病気の間を連続的に変化している状態を「未病(ME-BYO)」といいます。日ごろの生活の中で、「心身のバランスを整えて、より健康な状態」(=未病の改善)へ近づけていきましょう。

障がいのある方へ

身体障害者手帳 ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度などによって1級から6級までに区分されています。

必要なもの

- 身体障害者手帳交付等申請(届出)書
- 指定医による診断書(意見書)
- 写真(たて4cm×よこ3cmの上半身、無帽)
- ※申請書および診断書は、社会福祉課にあります。

療育手帳 ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

療育手帳は、知的障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によってA1からB2までに区分されています。

なお、手帳申請の前に知能指数などの判定を受けていただく必要がありますので、担当までご連絡ください。

必要なもの

- 療育手帳交付申請書
- 写真(たて4cm×よこ3cmの上半身、無帽)
- ※状況によって、用意していただく書類があります。
- ※申請書は、社会福祉課にあります。

障がい福祉サービス受給者証

㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

身体・知的・精神・難病患者など、障がいのある方の日常生活や社会生活を支援する障がい福祉サービスを受けることができます。

障がい福祉サービスを利用するには受給者証が必要となりますので、利用を希望する方は、担当までご相談ください。

重度障がい者医療費助成

㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

身体障害者手帳が1・2級の方、知的障がい児で知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方または精神障害者保健福祉手帳1級の方が医療機関で保険診療を受ける場合に、保険対象の自己負担分について助成いたします。

※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方への助成は、通院による保険対象の自己負担分のみです。

更生医療費の給付 ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、指定医療機関において継続的に治療を行うことにより、障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まる場合、医療費を給付いたします。

なお、給付額については、限度額および自己負担額があります。

育成医療費の給付 ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

18歳未満の身体に障がいのある方で、指定医療機関において継続的に治療を行うことにより、障がいの除去ないし軽減を図り、日常での生活能力が高まることを期待できる場合に、医療費を給付いたします。身体障害者手帳は不要です。

なお、給付額については、限度額および自己負担額があります。

補装具費の支給 ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

身体に障がいのある方の身体上の障がいを補う用具または修理の費用について支給いたします。なお、補装具の支給については、指定医師の診断書が必要な場合があります。

また、支給額については、限度額および自己負担額があります。

■支給対象補装具 車いす、補聴器、義肢など

日常生活用具費の給付

㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

在宅の身体または知的に障がいのある方が、日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付いたします。

なお、給付額については、限度額および自己負担額があります。

■給付対象用具 ストマ用装具、入浴補助用具など

福祉タクシー利用助成

㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

在宅で身体障害者手帳が1・2・3級の方、療育手帳がA1・A2の方または知能指数が35以下の方および精神障害者保健福祉手帳が1級の方が、日常生活においてタクシーを利用した場合に、その初乗り運賃分を助成いたします。助成は、年間最大24枚(月2枚)交付する利用券により行いますが、有料道路障害者割引制度を利用する方は、交付枚数が年間最大12枚(月1枚)になります。(※1)

また、利用できるタクシーは、町と協定を結んでいる町内に営業所のある会社と町外の一部の会社、予約型乗合い交通「ゆたぼん号」で、本人以外は利用できません。(※2)

※1 腎臓機能障害1級の方は、年間12枚を限度とし追加交付されます。

※2 「ゆたぼん号」を利用する場合には、本人と介助者1人まで利用券1枚で利用できます。

その他の助成など ㊦ 社会福祉課 障がい福祉係

身体障がい者自動車改造費助成、重度障がい者住宅設備改良費補助、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成などの制度がありますので、詳しくは、担当までご連絡ください。

在宅重度障害者等手当

問 社会福祉課 障がい福祉係

毎年8月1日現在において、神奈川県内に6か月以上継続してお住まいの方で、身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1または、これに相当する判定を受けた方、精神障害者保健福祉手帳1級のうち、受給要件を満たす複数の手帳を交付された方または特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している方は、在宅重度障害者等手当を受けることができます。

なお、3か月を超えて医療機関や施設に入院(所)していない、前記手帳の交付や手当の受給が65歳以前である方が対象です。前年の所得額による制限などがあります。

■年額 60,000円(年1回、1月支給)

※詳細につきましては、事前にご連絡ください。

障害児福祉手当

問 社会福祉課 障がい福祉係

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がいのある20歳未満の方は、障害児福祉手当を受けることができます。

なお、施設に入所していない、障がいを支給事由とする公的年金などを受けていない方が対象です。前年の所得額による制限などがあります。

特別障害者手当

問 社会福祉課 障がい福祉係

日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がいのある20歳以上の方は、特別障害者手当を受けることができます。

なお、特定の障がい2つ以上ある、または同程度以上の状態である、施設に入所していない、3か月を超えて医療機関に入院していない方が対象です。前年の所得額による制限などがあります。

各種割引制度

問 社会福祉課 障がい福祉係

手帳の等級などに応じて、さまざまな割引制度を受けることができます。

主な割引制度は次とおりです。

- ①自動車有料道路割引制度(申請書は、社会福祉課にあります。)
- ②バス運賃割引制度
- ③タクシー運賃割引制度
- ④鉄道運賃割引制度
- ⑤航空運賃割引制度
- ⑥携帯電話料金割引制度

各種減免・免除制度

問 社会福祉課 障がい福祉係

手帳の等級などに応じて、減免・免除を受けることができます。

主な減免・免除制度は次のとおりです。

- ①自動車取得税・自動車税減免制度
- ②軽自動車税減免制度(申請書は、税務収納課にあります。)
- ③NHK放送受信料免除制度(申請書は、社会福祉課にあります。)

かながわ障害者等用駐車場区画利用証

問 社会福祉課 障がい福祉係

歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付し車両に掲示可能な利用証を交付しています。交付につきましては、対象者の手帳等、障がい等級を証明するものや、医師の診断書等の提示が必要です。

利用証の交付基準や申請方法など、詳しくは県HPをご覧ください。

※申請書および診断書は社会福祉課にあります。

**障がい者歯科二次診療**

問 社会福祉課 障がい福祉係

障がいの程度や設備の面で、一般の歯科診療所では対応が困難な障がいのある方のために、県西地域の2市8町の運営費負担により、小田原歯科医師会が歯科診療と歯科保健指導を行う歯科二次診療所を運営しています。

お気軽にご利用ください。

名 称	小田原市歯科二次診療所	
所在地	小田原市南鴨宮2-27-19	
電話番号	48-6775	
診療日	歯科診療	火曜日・木曜日 9:00～12:00
	歯科保健指導	月曜日～木曜日 9:00～17:00



障害者支援センター

☎ 社会福祉課 障がい福祉係

障がいのある方で、就職をしたい、職場での悩みを相談したい、会社を辞めて困っている方などの支援のために、県西地域の2市8町の委託により、障害者就業・生活支援センターを運営しています。

お気軽にご利用ください。

名 称	障害者支援センター ほけっと
所在地	小田原市曾比1786-1
電話番号	39-2007
相談日	月曜日～金曜日 8:30～18:00
	土曜日 9:00～17:00 第1・第5土曜日は閉所

地域活動支援センター

☎ 社会福祉課 障がい福祉係

障がいのある方々に創作活動または生産活動の機会を提供し、かつ、社会との交流促進などの機会を供与し、地域生活を支援するために、特定非営利活動法人に委託し地域活動支援センターを運営しています。

お気軽にご相談ください。

委託先	湯河原町地域作業所 たんぼぼ
場 所	地域福祉センター1号館
電話番号	64-0038

※登録人数に制限があります。

自立支援医療受給者証(精神通院)

☎ 社会福祉課 障がい福祉係

通院による精神医療を続ける必要がある方の指定医療機関において通院医療費の自己負担を軽減する制度です。神奈川県による認定が必要になります。

必要なもの

- 自立支援医療費支給認定申請書
- 主治医による診断書
- マイナ保険証もしくは資格確認書
- 非課税(課税)証明書
- (※社会福祉課窓口で同意書記入の場合は不要)

※申請書および診断書の用紙は、社会福祉課にあります。

精神障害者保健福祉手帳

☎ 社会福祉課 障がい福祉係

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によって1級から3級までに区分されています。

必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
 - 主治医による診断書(障害年金を受給されていない方)
 - 障害年金の証書(受給されている方のみ)
 - 年金振込通知書または年金が振り込まれている通帳(受給されている方のみ)
 - 写真(たて4cm×よこ3cmの上半身、無帽)
- ※申請書および診断書の用紙は、社会福祉課にあります。

障がい者総合相談支援

☎ 社会福祉課 障がい福祉係

自立した日常生活や社会生活を過ごすために、障がいのある方やそのご家族、介護されている方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことを目的として、小田原市と下郡3町の委託により、おだわら障がい者総合相談支援センター“クローバー”を運営しています。

お気軽にご利用ください。

名 称	おだわら障がい者総合相談支援センター “クローバー”
所在地	小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館1階
電話番号	35-5258
相談日	月曜日～土曜日 9:15～16:30

※月1回、地域福祉センター1号館(たんぼぼ作業所内)で出張相談も行っています。(10:00～12:00)

健康・福祉



社会福祉

地域福祉センター

☎ 社会福祉課 社会福祉係・健康こどもみらい課 児童福祉係

町民の皆さんの地域福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図り、地域福祉および子育て支援の拠点となる施設です。

施設名	地域福祉センター1号館
所在地	中央2-21-5
開館日	月曜日～金曜日 ただし、年末年始および休日は除きます。
開館時間	8:30～17:00
入所団体	湯河原町地域作業所たんぽぽ ☎ 64-0038

施設名	地域福祉センター2号館 (通称:子育て支援センターゆたぼん)
所在地	中央2-16-1
開館日	火曜日～土曜日 ただし、年末年始および休日は除きます。
開館時間	8:30～17:15
入所団体	1階 子育てに関する施設 ☎ 20-4940 ○子育てサロン ○子育て支援センター 2階 社会福祉施設 ○まちづくりボランティア協会 ☎ 63-2509

社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会

☎ 社会福祉課 社会福祉係

湯河原町社会福祉協議会は、「安心して暮らせる、豊かな町づくり」を目指して法律に基づき設置されている社会福祉法人の民間団体です。個人や会社などからの会費・寄附金、県や町からの補助金などを収入として各種事業を行っています。

所在地	中央4-12-5
電話番号	62-3700

■事業内容

○高齢者の方に

シルバースポーツ大会、ひとりぐらし高齢者昼食会、ほのぼのハイキング、いきいきサロンなど

○子どものために

動物ふれあい教室、夏季慰問金配布、入学学励金配布など

○障がい者の方に

ファクシミリ料金助成、施設通所者等交通費助成など

○地域援護のために

ふれあい球技大会、車椅子貸出、移送サービス事業、日常生活自立支援事業など

○その他

心配ごとと行政相談、災害見舞金支給、たすけあい資金による貸付、生活福祉資金貸付など

いきいきセンターやぐも

☎ 社会福祉課 社会福祉係

高齢者などが安心して、生き生きと活動できる施設です。

施設名	いきいきセンターやぐも
所在地	吉浜1044-1
入所団体	シルバー人材センター 湯河原町地域作業所たんぽぽ

一般社団法人

湯河原町シルバー人材センター

☎ 介護課 高齢者福祉係

湯河原町シルバー人材センターは、定年退職後に臨時的かつ短期的な仕事をしたいと希望する高齢者に入会してもらい、一般家庭や民間企業、公共団体から高齢者に適した仕事を受け、その仕事を会員に提供する高齢者の自主的な団体で、国や町からの支援を受けて運営されています。

所在地	吉浜1044-1 いきいきセンターやぐも内
電話番号	46-9780

■入会

町内在住のおおむね60歳以上の方で、働く意欲のある方、シルバー人材センターの理念に賛同する方であればどなたでも会員になれます。

■仕事の内容

- 植木の手入れ、草刈、除草
- 屋内外の清掃・雑役など

■その他

シルバー人材センターは、就職をあつせんする団体ではありません。仕事はセンターが受け付け、会員が従事します。また、会員とセンター、会員と仕事の発注者との間に雇用関係はありません。



福祉会館

問 社会福祉課 社会福祉係

町民の皆さんの文化福祉活動を助長し、町民の文化と福祉の向上に資するため、各地区に福祉会館を設置しています。各地区の福祉会館の設置状況は次のとおりとなりますので、気軽にご利用ください。

会館名	所在地	休館日
宮上会館	宮上287-3	木曜日
宮下会館	宮下626-1	水曜日
城堀会館	城堀87-1	火曜日
門川会館	土肥2-19-24	木曜日
鍛冶屋会館	鍛冶屋376-1	月曜日
文化福祉会館	吉浜999-2	水曜日
川堀会館	吉浜378-1	金曜日
福浦会館	福浦115-1	火曜日
中央区民会館	中央2-21-20 ※1	金曜日

■休 館 日 上記の休館日のほか、年末年始および祝日（こどもの日、敬老の日、文化の日を除く。）

■開館時間 9:00～22:00

■会議室使用料 （1時間につき）

会館名	室名	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
文化福祉会館	大会議室	1,200円	1,500円
	第1会議室	200円	300円
	第2会議室 兼調理室	300円	400円
	第1福寿室	200円	300円
	第2福寿室	200円	300円
宮上会館	第1会議室	300円	400円
	第2会議室	200円	300円
	多目的室	300円	400円
鍛冶屋会館	大会議室	700円	900円
	中会議室	600円	800円
	体力室	300円	400円
	第1会議室 兼訓練室	300円	400円
	第2会議室 兼調理室	200円	300円
	第1福寿室	200円	200円
	第2福寿室	200円	200円
	福寿室	200円	200円
福浦会館	大会議室	600円	800円
	中会議室	400円	500円
	小会議室兼 調理室	200円	300円
	福寿室	300円	400円
城堀会館	大会議室	700円	900円
	第1会議室	200円	300円
	第2会議室	200円	300円
	福寿室	200円	200円

宮下会館	大会議室	700円	900円
	第1会議室	300円	400円
	第2会議室	200円	200円
	福寿室	300円	400円
門川会館	大会議室	900円	1,200円
	第1会議室	300円	400円
	第2会議室	300円	400円
	講習会室	400円	600円
	福寿室	300円	400円
川堀会館	大会議室	900円	1,200円
	中会議室	300円	400円
	福寿室	300円	400円

備考:使用時間が1時間に満たない場合またはこれに1時間未満の端数を生じた場合は、その満たない時間またはその端数の時間を1時間として計算する。

※中央区民会館では部屋の貸し出しをしていません。

■備品使用料

種別	単位	使用料
移動用机	1台	50円
移動用椅子	1脚	20円
移動用黒板	1台	200円
金屏風	1双	1,000円

備考:会館外持ち出しの場合に限る。

■申し込み

インターネットの「公共施設予約システム」からのお申込みとなりました。詳しくは、ホームページまたは担当課までお問い合わせください。



健康・福祉

民生委員・児童委員 問 社会福祉課 社会福祉係

民生委員は、法律に基づき厚生労働大臣が委嘱した方で、児童委員を兼ねており、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。

町内には、50名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員がおり、民生委員は担当する地区が決められています。

人権擁護委員 問 社会福祉課 社会福祉係

人権擁護委員は、法律に基づき法務大臣が委嘱した方で、町内には6名おり、人権侵害が起こることのないよう月2回の心配ごとと行政相談や街頭啓発活動をしています。

保護司 問 社会福祉課 社会福祉係

保護司は、法律に基づき法務大臣が委嘱した方で、町内には8名おり、非行少年や犯罪者の更生保護や犯罪予防活動にあたり、保護観察官の補佐役を務めています。

更生保護女性会

問 社会福祉課 社会福祉係

女性の立場から非行少年の更生への協力と地域の犯罪予防のため、活動しています。

移動スーパーの巡回

問 地域政策課 企画係

民間事業者との「買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定書」に基づき、当該事業者の移動スーパーが町内を巡回し、買い物に困難を感じている町民の支援や見守り活動を推進することで、地域福祉の向上を図ります。





医療法人社団 三暉会

永井病院

産婦人科 歯科

新しいいのちの誕生を待つ日々を明るく健やかに
お過ごしいただきたい…私たちの願いです。

小田原市鴨宮219-5 ☎0465-45-1131



◆診療時間 午前 9:00~12:00 午後 2:00~ 5:00

◆休診日 木曜日 日曜日 祝日

土曜日 終日診療

診療予約



妊娠・出産・子育て

母子保健

☎ 健康こどもみらい課 健康指導係

健康診査や各種教室の日程は、町民カレンダーや「広報ゆがわら」でお知らせします。積極的にお受けください。
お問い合わせ、ご相談は保健センターまでお気軽にどうぞ。

	事業名	内 容	必要なもの
妊 娠	不育症治療費助成	不育症治療費(保険診療対象治療費)の一部を助成します。	※詳しくは、 お問い合わせください。
	母子健康手帳交付	母子健康手帳と妊婦健診受診券等をお渡しします。(予約制) 安心して妊娠・出産を迎えられるようサポートします。	※詳しくは、 お問い合わせください。
	妊婦のための支援給付	出産応援として、妊娠届出をした妊婦さん1人につき5万円を支給します。	※詳しくは、 お問い合わせください。
	妊婦健康診査費助成	妊婦健診の14回分の費用の一部を町が補助します。	母子健康手帳 健診受診券
	妊婦歯科健診	妊娠中に自己負担金500円で歯科健診を1回受けることができます。 (委託歯科医院・小田原歯科医師会)	母子健康手帳
	ウエルカムベビー教室	出産前後に役立つ情報を得たり、子育て仲間をつくったりする教室です。(妊娠中の歯の健康や食事について、お産や授乳についてなど)	※詳しくは、 お問い合わせください。
出 産	産婦健康診査費助成	産婦健診2回分の費用の一部を町が補助します。	母子健康手帳 健診補助券
	新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査の費用の一部を町が補助します。	母子健康手帳 検査補助券
	産後ケア	通所型6時間コース・訪問型2時間コース・赤ちゃんマッサージ・骨盤ケアなど	※詳しくは、 お問い合わせください。
	こんにちは赤ちゃん訪問	基本2回、助産師・保健師が家庭訪問して、赤ちゃんの体重測定等を行っています。	※詳しくは、 お問い合わせください。
	妊婦のための支援給付	子育て応援として、出産届出をしたお子さんの母に、お子さん1人につき5万円を支給します。	※詳しくは、 お問い合わせください。
	未熟児養育医療	母子保健法に基づき、出生時体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま出生し医師が養育を必要と認めた乳児に対し、諸機能を得るために必要な入院医療(指定医療機関)にかかる費用を給付します。	※詳しくは、 お問い合わせください。
乳幼児	育児相談	乳幼児の身長・体重測定や育児に関する相談	母子健康手帳
	4か月児健康診査	○身体計測 ○小児科医診察 ○相談(栄養士、保健師、助産師) ○絵本のプレゼント(図書館)	母子健康手帳 バスタオル
	8～9か月児健康診査	委託医療機関(小田原医師会)にて ※健康診査票とアンケートは8～9か月児健康診査前訪問時にお渡しします。	母子健康手帳 健康診査票 アンケート
	1歳児歯科教室	○歯のチェックと歯磨き相談(歯科衛生士) ○栄養講話(栄養士) ○歯科講話(歯科衛生士) ○相談(栄養士、保健師、助産師)	母子健康手帳 歯ブラシ バスタオル

	事業名	内 容	必要なもの
乳幼児	1歳6か月児健康診査	○身体計測 ○小児科医診察 ○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談(歯科衛生士) ○相談(栄養士、保健師、助産師、子育て相談員)	母子健康手帳 歯ブラシ バスタオル
	2歳児歯科健康診査	○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談(歯科衛生士) ○相談(栄養士、保健師、助産師、子育て相談員)	
	2歳6か月児歯科健康診査	○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談(歯科衛生士) ○相談(栄養士、保健師、助産師、子育て相談員)	
	3歳6か月児健康診査	○身体計測 ○小児科医診察 ○歯科医診察 ○フッ素塗布、歯磨き相談(歯科衛生士) ○相談(栄養士、保健師、助産師、子育て相談員)	母子健康手帳 歯ブラシ 検尿 視聴覚アンケート バスタオル
	離乳食講習会(年6回)	離乳食の作り方・進め方・与え方がよくわかります。	
小学生	小学生の料理教室	調理実習を通してバランスのよい食生活について学びます。 (夏休みに開催)	

マタニティ・サポート119

健康こどもみらい課 健康指導係

マタニティ・サポート119は、安心して出産することができる環境づくりのため、家族の不在時やタクシー利用が困難な深夜帯の陣痛など緊急を要する場合や、出産予定日に主治医の指示により出産のための入院をする場合に、かかりつけ産科医療機関等まで安全にお送りするためのシステムです。

利用を希望する方が、事前に住所氏名・連絡先や出産予定日などの情報を登録していただくことで、本システムのご利用が可能となります。

登録された方は、「マタニティ・サポート119カード」を母子健康手帳と一緒に保管してください。出産予定日や陣痛時などは、まず、かかりつけ産科医療機関に電話連絡して主治医の判断を仰ぎ、搬送が必要な場合には119番通報を行い、住所氏名とともに「登録している」ことと「登録番号」をお伝えください。かかりつけ産科医療機関まで安全にお送りします。

母子保健推進員・健康ゆがわら普及員

健康こどもみらい課 健康指導係

乳幼児健診、産後ケア教室、がん検診等のお手伝いなどを通して地域の健康づくりに携わっています。

願いが叶う出産のために

小田原マタニティクリニック

Birth & ART

無痛分娩

産後ケア

体外受精

自然周期採卵

自然妊娠をめざすFT術

予防接種

[図] 健康こどもみらい課 保健予防係

子どもを病気から守るため、次の予防接種を行っています。予防接種は決められた時期・間隔で、健康なときに受けることが大切です。受ける前に、小冊子「予防接種と子どもの健康」を読んで、接種について理解しておきましょう。

※予防接種については、今後変更がある場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

■ 予防接種の受け方(予防接種法による定期予防接種)

※定期接種においては、接種を受けることができる年齢がワクチンごとに決められています。

()内は標準的な(望ましい)接種年齢です。料金は無料です。

※かかりつけ医に相談の上、余裕をもったスケジュールで、計画的に接種を受けましょう。

※令和6年4月1日から、従来の四種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた、五種混合ワクチンが定期接種になりました。

種 類		対 象 者		接種回数など		
ロ タ ウ イ ル ス	経口弱毒性 ヒトロタウイルス ワクチン (ロタリックス)	出生6週0日 ～24週0日 まで	初回接種が 生後2か月～出生14週6日		2回 【1・2回目】 27日以上の 間隔を置く	ロタウイルスワクチンは2種類あり、いづれも同様の効果があります。2つのワクチンは接種回数が異なります。最初に受けたワクチンと同じ種類のワクチンを接種してください。
	5価経口弱毒性 ロタウイルス ワクチン (ロタテック)	出生6週0日 ～32週0日 まで			3回 【1・2・3回目】 27日以上の 間隔を置く	
B型肝炎		生後2か月～1歳未満		1回目接種後27日以上の間隔で2回目、1回目接種後139日以上の間隔で3回目		
小児用肺炎球菌 ワクチン		生後2か月～5歳未満		初回接種時の月齢により 接種回数が異なります。		
五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ		1期初回	生後2か月～7歳6か月未満 (生後2か月～1歳)		20～56日間隔で3回	
		1期追加	生後2か月～7歳6か月未満 (1歳)		1期初回3回終了後、 1年～1年6か月の間に1回	
BCG(結核予防)		1歳未満		1回		
麻しん(はしか) 風しん MR混合ワクチン		1期	1～2歳未満		1回	
		2期	5～6歳で小学校就学前の 1年間(年長児)		1回	
水痘		生後12か月～3歳未満		2回		
日本脳炎		1期初回	生後6か月～7歳6か月未満 (3歳)		6～28日間隔で2回	
		1期追加	生後6か月～7歳6か月未満 (4歳)		1期初回終了後、おおむね1年後に1回	
		2期	9～13歳未満(小学4年生)		1回	
二種混合 ジフテリア 破傷風		2期	11～13歳未満(小学6年生)		1回	
子宮頸がん 予防ワクチン		小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※標準的な接種年齢は中学1年生です。		2～3回(接種開始年齢により異なります。)		

〈妊婦さんの予防接種〉

RSウイルスワクチン	妊娠28週～37週に至る妊婦	妊娠毎に1回
------------	----------------	--------

児童手当 ㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

0歳から高校生年代(満18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもを養育している方に支給されます。手当の支給を受けるためには申請(認定請求)が必要です。申請した月の翌月分から手当が支給されます。

■支給額(月額)

年 齢	月 額(一人当たり)
3歳未満児	15,000円
3歳以上高校生年代 (第3子以降)	10,000円 (30,000円)

■支給時期

2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

小児医療費助成

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

子どもに係る医療費(保険による自己負担額)を助成します。

■対象者

0歳～高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)
通院・入院

ひとり親家庭等医療費助成

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

ひとり親家庭などの方の医療費(保険による自己負担額)を助成します。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当 ㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

母子・父子家庭などで児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日(障がいのある状態にある場合は20歳未満)まで支給されます。両親がそろっていても、親が精神や身体に重い障がいがある場合は、その家庭も対象になります。ただし、所得制限があります。

特別児童扶養手当 ㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

20歳未満の障がい児を育てている父母または養育者に支給されます。ただし、所得制限があります。

子育て支援紙おむつ等支給事業

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

1歳の誕生日まで月額7,000円相当を限度とし、紙おむつなどを毎月1回自宅へ配送します。支給を受けるためには申請が必要です。申請した翌月から支給されます。

高校生通学定期券購入費補助事業

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

高等学校などへ公共交通機関を利用して通学する生徒

の保護者に対し、通学に要する経費として、支給対象の高校生1人につき年間2万円を支給します。

保育園に入るとき ㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

保護者の仕事や病気など、保育の必要な子どもをお預かりするところが保育園です。おおむね生後7か月からの子どもを対象にお預かりしています。

翌年4月以降の新規入園を希望する方の受け付けは11月頃に行っています。また年度途中での入園を希望する方についても随時申し込みを受け付けていますが、定員を満たしている場合は入園できません。

保育園名	所在地	電話番号
おにわ保育園	城堀38-2	62-8386
まさご保育園	中央1-16-1	62-3516
たちばな保育園	鍛冶屋868-3	63-2190
みやのうえ保育園 (休園中)	宮上36-1	63-5255

ファミリーサポートセンター

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となって、地域の中で相互に支援し合う組織を運営しています。

所在地	中央2-1-3 保健センター
電話番号	63-2111

学童保育

㊦ 健康こどもみらい課 児童福祉係

学童保育とは、就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない、町立小学校の児童を対象とした保育サービスです。

年度の途中で入所を希望される方については、随時申し込みを受け付けていますのでご連絡ください。

○費用 負担金6,000円/月

おやつ代2,000円/月

行事などによる臨時負担金あり

○保育期間 原則として4月1日から1年間

○開所日および実施時間

月曜日から金曜日…授業終了後～18:00

土曜日、学校の長期休業日および振替休日

…8:00～18:00

○閉所日

日曜日、祝日

12月29日から1月3日までの6日間

※その他健康こどもみらい課が開所不可能と判断したとき。

○お迎えについて 原則として、申請書に記載された保護者のお迎えが必要です。

○申し込み 健康こどもみらい課へ申請書を提出してください。

一時保育

☎ 健康こどもみらい課 児童福祉係

満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、保護者の仕事や通院、育児疲れなどで一時的に家庭での保育が困難となった場合、週3日を限度に一日3人までまご保育園でお預かりしています。

■利用日および時間

月曜日から土曜日 8:30～16:30
(日・祝日、年末年始はお休み)

■一時保育料

一日利用:3,000円
半日利用:1,500円
給食費(おやつ含む):250円
おやつのみ:100円

短時間預かり ☎ 健康こどもみらい課 児童福祉係

満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、1時間単位での預かり保育を子育て支援センターで実施しています。1日4時間を限度に1時間あたり3人までお預かりしています。

■利用日および時間

火曜日から土曜日 9:00～17:00
(日・月・祝日、年末年始はお休み)

■短時間預かり保育料

1時間:500円

子育てサロン ☎ 健康こどもみらい課 児童福祉係

保護者が子どもと一緒に遊びに来て、お友達をつくったり、保護者同士が気軽に話したりできるスペースを提供しています。

所在地	中央2-16-1 子育て支援センターゆたぼん
電話番号	20-4940

■利用日および時間

火曜日から土曜日(日・月・祝日、年末年始はお休み)
9:00～16:00

子育て支援センター

☎ 健康こどもみらい課 児童福祉係

子どもと子どもを育てる人たちを応援するセンターです。育児の不安や相談、支援施設の紹介などを行っています。

所在地	中央2-16-1 子育て支援センターゆたぼん
電話番号	20-4940

幼稚園に入るとき

☎ 学校教育課 管理係 ☎ 62-1100

■町立幼稚園

新年度の入園については、前年の11月頃に入園申し込みを受け付けます。

詳しい募集内容などについては、「広報ゆがわら」などでお知らせします。

また、年度途中での入園を希望する方については、随時、申し込みを受け付けていますので、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

【入園資格】4歳児・5歳児

幼稚園名	所在地	電話番号
福浦幼稚園	吉浜216 (東台福浦小学校内)	62-6532

なお、福浦幼稚園の保育時間は8時45分から14時00分までですが、14時00分から17時00分まで預かり保育を行っています。

■私立幼稚園

私立幼稚園の入園資格および申し込みなどについては、直接幼稚園にお問い合わせください。

町内の私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
宮上幼稚園	宮上184	62-3994

ベビーシート・チャイルドシート無料貸出

☎ 防災安全課 生活安全係

■ベビーシート

【対象年齢】生後0か月～9か月

(身長66cm以下、体重9kg未満)

【対象者】使用する乳児および申請者の住所が町内に
ある方

【貸出期間】生後9か月になるまで

【申し込み】ベビーシート借受申込書を防災安全課へ提出
してください。





古橋産婦人科

For Women's Health

母体保護法指定医 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医 古橋 進一



入院設備あり
手術・産後ケア対応

@midwife_y 【休診日】
小田原市南町2-1-43 水曜・日曜・祝日

☎(0465)22-2716

■チャイルドシート

- 【対象年齢】生後6か月～4歳
(身長105cm以下、体重7～18kg未満)
- 【対象者】使用する乳幼児および申請者の住所が町内にある方
- 【貸出期間】5歳になるまで
- 【申し込み】チャイルドシート借受申込書を防災安全課へ提出してください。



- 【注意事項】
- ※台数に限りがあるため、先着順となります。
 - ※お申し込みの際は、運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど住所の確認ができるものをお持ちください。
 - ※返却時または町外へ転出するときは、必ずカバーなどの洗濯をして取扱説明書と一緒に返却してください。

町営住宅

☎ 社会福祉課 社会福祉係

町営住宅

町営住宅は、町が国の補助金を受けて建設した住宅で、住宅に困っている人、収入の少ない人に安い家賃でお貸しする住宅です。町営住宅への入居は、行政の事業による立ち退きの対象となった場合や、災害による一時的な緊急入居の場合を除き、必ず公募により入居者を募ることが法律で定められています。
募集する場合は、「広報ゆがわら」で住宅・戸数などの情報を掲載します。

名 称	まこめ孫込住宅
所在地	宮上725-2
構 造	鉄筋コンクリート造4階建て
戸 数	3棟48戸
間取り	3DK(6畳・4.5畳・3畳・DK)、浴室、トイレ
その他	浴槽、給湯器、ガス台は基本的にありません。駐車場也没有。

健康・福祉

居場所

☎ 地域政策課 企画係

駅前居場所

子どもからお年寄りまで、安心して過ごせるみんなの居場所です。ボード・カードゲームなどの遊べるもの、本やマンガがあったり、秘密基地のような場所もあるので、子どもたちがわくわく楽しめる場所となっています。さらにコワーキングスペースもあるので、中高生の学習はもちろん、リモートワークにも利用できます！地域の居場所として、移住者同士や地域の方々とのつながりが生まれる場所としてもご活用ください！
移住してきた方もぜひ、遊びにいらしてください！

所在地	土肥5-1-13
開館日・時間	HPやSNSでご確認願います。
対象	町内外の多世代どなたでも
予約・料金	不要(プログラム内容によって有料、予約が必要な時もあります)



教育・文化

入学

小学校に入学するとき

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

次の書類を教育委員会から送付しますので、ご確認ください。

■就学時健康診断通知書

小学校に入学する前年の9月上旬に、翌年の4月1日現在で満6歳になる児童の保護者宛に就学時健康診断通知書を送付いたします。

通知書に指定された期日に、指定の場所で就学時健康診断を受けてください。

なお、9月下旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

■入学通知書

小学校に入学する年の1月下旬に、入学通知書を送付いたします。

入学通知書には、児童が就学する小学校および入学式の期日・時間が記載されていますので当通知書をお持ちのうえ、入学式にお越しください。

また、2月中旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

なお、私立学校へ入学される方は、合格通知書または入学承諾書の写しおよび教育委員会が送付した入学通知書をお持ちのうえ、教育委員会にお越しください。

詳しくは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

中学校に入学するとき

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

次の書類を教育委員会から送付しますので、ご確認ください。

■入学通知書

中学校に入学する年の1月下旬に、入学通知書を送付いたします。

入学通知書には、入学式の期日・時間が記載されていますので、当通知書をお持ちのうえ、入学式にお越しください。

また、2月中旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

なお、私立学校へ入学される方は、合格通知書または入学承諾書の写しおよび教育委員会が送付した入学通知書をお持ちのうえ、教育委員会にお越しください。

詳しくは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

小・中学校の転校の手続き

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

■町外へ転出するとき

①転校が決まりましたら、速やかに担任の先生に連絡し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

※教育委員会へお越しいただく必要はありません。

②新住所地の市区町村の教育委員会で手続きをしてください。

■町外から転入するとき

①在学していた学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②住民課で転入の手続きをした後、教育委員会で転校の手続きをしてください。

③教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

■町内の学校間で転校するとき

①担任の先生に連絡し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②住民課で住所異動の手続きをした後、教育委員会で転校の手続きをしてください。

③教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

■私立から公立の学校へ入学するとき

①在学していた学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

※その他、詳しいことは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

就学すべき学校の指定および変更

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

小学校への入学については、住所地により定められた通学区域に基づき、就学する学校を指定しています。

特別の理由がある場合は、保護者の申し立てにより、その理由が相当と認められる場合には、町内の他の小学校に変更することができます。

事前に教育委員会学校教育課へご相談ください。

学校一覧 ☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

町立小学校

学校名	所在地	電話番号
湯河原小学校	宮上11	62-5501
吉浜小学校	吉浜1300	62-8287
東台福浦小学校	吉浜216	62-3536

町立中学校

学校名	所在地	電話番号
湯河原中学校	吉浜1576-31	62-3393

育英奨学金制度

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

町内に住所があり、成績が優良で、経済的な理由により高等学校の修学が困難な家庭状況にある生徒に対して、学資、交通費、入学支度金を交付する制度です。

詳しくは、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

就学援助制度

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

町内に住所があり、経済的な理由で小・中学校の就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品購入費、修学旅行費、学校給食費などの一部を援助する制度です。次に該当する児童・生徒(小・中学生)が対象となります。就学援助を希望する場合は、教育委員会学校教育課へご相談ください。

対象者

- 生活保護法第6条第2項(※)の規定に該当する者(要保護者)
- 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる者(準要保護者)

※この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

新入学祝金支給制度

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

子育て応援の一環として、義務教育年限内の新入学児童・生徒に入学祝い金支給します。

新小学1年生及び新中学1年生 一人当たり20,000円

詳しくは、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

子ども会に加入しましょう!!

☎ 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎62-1125

子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行っています。

【湯河原町子ども会育成団体連絡協議会】

各地区の単位子ども会の代表などで構成されている団体です。

次のような事業を実施しています。

開催月	事業名	内容
5月	インリーダー宿泊研修	町内の施設で、野外炊事、テント設営、レクリエーションなどを行います。
7月	少年少女砂の芸術大会	湯河原海岸で、砂の造形作品を作ります。
8月	夏季キャンプ	キャンプ場で野外炊事、キャンプファイヤーなど楽しめます。
10月	秋のスポーツイベント	ドッジボール大会などを開催します。
3月	リーダー研修会	小学5・6年生対象にレクリエーション研修を行います。

※上記内容は変更する場合もあります。

子ども会に興味のある方、加入したい方などお気軽にお問い合わせください。

ジュニア・リーダーズ・クラブに加入しましょう!!

☎ 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎62-1125

ジュニア・リーダーズ・クラブは、中学生・高校生で構成する団体です。

町の行事や地域の活動への参加、子ども会活動のサポートなどを行っています。

小学生たちのリーダーとして、子どもたちをまとめるお兄さん、お姉さんのような存在です。

地域に密着し、地元子ども会を盛り上げるため、あなたも一緒に活動してみませんか。

【対 象】 町内に在住または在学の中学生、高校生

【年間活動】

開催月	事業名	内容
4月	ジュニア・リーダーズ・クラブ総会	1年間の活動計画を決めます。
7月	少年少女砂の芸術大会	司会をします。
8月	夏季キャンプ	野外炊事やキャンプファイヤーをします。
10月	秋のスポーツイベント	司会や得点集計をします。
12月	クリスマス会	楽しいクリスマス会を企画します。
3月	リーダー研修会	小学5・6年生対象にレクリエーション研修を企画します。

※上記のほかにも定例会(毎月)の開催や研修会、各種イベントへの参加もあります。

生涯学習

☎ 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎ 62-1125

「いつでも、どこでも、誰でも」学べるよう、各種講座・教室の開催、学習相談や団体・サークルなどの紹介をしています。
講座や教室の開催・募集については、「広報ゆがわら」・町ホームページ・地方紙などで随時ご案内しています。

■講座・教室の紹介(一部)

講座名	内 容
一般教養講座	町民大学 幅広い分野について、専門の講師から学びます。 ※60年以上にわたり、毎月第3土曜日に開講している町の伝統講座
	地域の歴史と文化の探訪 地域の歴史と文化財を訪ねます。
子育て講座	家庭教育学級 お子様をもつ保護者や関心のある方を対象に、子育てのヒントや悩みごとの解決に役立つ講座です。
その他	自然科学教室 海のプランクトン観察会・星空観察会
	学習活動推進事業 吉浜・門川・川堀の各会館において、地域住民が中心となり、料理・手工芸・健康などに関する教室を開催しています。
	PTA関係の講座・親子陶芸教室など

国際交流

☎ 地域政策課 企画係

国際交流推進事業助成制度

民間レベルでの国際交流活動、国際協力活動または国際理解活動の一層の促進を図るため、国際交流推進事業助成制度を設けていますのでご活用ください。

■助成の概要

- 海外プログラム 民間団体が海外において実施する文化、スポーツなどの国際交流事業または開発途上国の支援を目的として実施する国際協力事業
- 国内プログラム 民間団体が海外などから人を招いて町内で実施する文化、スポーツなどの国際交流事業
- 国際理解プログラム 民間団体が町内において実施する国際理解事業
- 内なる国際化プログラム 民間団体が町内において実施する外国籍住民に対する支援、外国籍町民との交流などを目的とした国際交流事業

■対象団体

文化、スポーツなどの事業活動を行う民間の団体で、次の要件を満たす団体とします。

- 事務所の所在地および主な活動の場が町内であること。
- 代表者および構成員が、原則として、町民であること。
- 3年以上の活動実績があること。
- 運営にあたり、目的、組織、代表者などの定めがあること。



文化施設

町立湯河原美術館

☎ 美術館 ☎ 63-7788

町立湯河原美術館は、晩年を湯河原で過ごした近代日本画の巨匠・竹内栖鳳や日本洋画界の重鎮・安井曾太郎など、この地にゆかりの画家の作品を集めた美術館です。また、現代日本画家・平松礼二の作品を展示する平松礼二館、公開アトリエ、資料室があります。年4回展示替えを行います。

所在地	宮上623-1	
開館時間	9:00～16:30 (入館は16:00まで)	
休館日	水曜日(祝日の場合は開館 翌平日休館)、12月28日～31日、館内作業日 ※詳細はHP等でご確認ください。	
観覧料	町内の方	大人400円 小・中学生200円 町民証をお持ちください。 毎月第3日曜日の家庭の日は、町民の方は観覧無料です。
	町外の方	大人600円 小・中学生300円
施設案内	3階	平松礼二公開アトリエ／資料室
	2階	展示室1・2(平松礼二館)、展示室3・4・5
	1階	受付、ミュージアムカフェ、ミュージアムショップ、化粧室、情報・図書コーナー
	庭園	庭園および1階は、自由にご利用できます。
交通機関	駅からバス[不動滝・奥湯河原]行き約12分【美術館前】下車すぐ 駐車場有 12台(入館者は無料)	
ホームページなど	URL	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/museum/
	E-mail	bijyutuk@town.yugawara.kanagawa.jp

教育・文化



平松礼二 「印象・湯河原梅林図」(4曲1双屏風・左隻)



竹内栖鳳 「狗子」(部分)



曹洞宗 萬年山

城願寺

樹齢約850年、国指定天然記念物「ビャクシン」で開運

参道、境内、墓所、
四季折々の花々が楽しめます。

城堀252 ☎0465-62-4010



町立図書館

☎ 図書館 ☎ 63-4155

所在地	土肥1-4-13
開館時間	9:30～18:00
休館日	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月1日(土・日曜日に当たる場合は、翌週の火曜日に休館) ※1月については4日 祝日の翌日(翌日が土・日曜日に当たる場合は開館) 12月29日～翌年の1月3日 特別整理期間(2月中)
登録できる方	町内に在住、在勤または在学の人 小田原市・南足柄市・真鶴町・箱根町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町および熱海市に在住の人ほか
登録のしかた	「利用登録申込書」に必要事項を記入のうえ、氏名および住所が確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を提示してください。
貸出点数	一人10点以内(DVDは3点以内)
貸出期間	2週間(雑誌のバックナンバー、DVD、およびCDは1週間)
予約・リクエスト	貸出中および未所蔵の本は、予約またはリクエストすることができます。 当館に所蔵していない本は、県内の公共図書館などから借り受けることができます。
施設案内	3階 集会室・会議室・おはなしの部屋
	2階 閲覧室(一般書・郷土資料)・蔵書検索用パソコン・学習コーナー・インターネットコーナー・CD/DVD視聴コーナー・事務室・コピーサービスコーナー(白黒1枚10円)
	1階 閲覧室(一般書・児童書・DVD・CD)・カウンター・蔵書検索用パソコン 多目的トイレ・乳幼児用スペース(おもちゃ替えベッドあり)
	地階 参考図書室
ホームページなど	URL https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/tosyokan/
	E-mail tosyokan@town.yugawara.kanagawa.jp

図書館の位置

JR東海道本線湯河原駅下車徒歩3分



教育・文化

スポーツ施設

町民体育館

☎ 町民体育館管理棟 ☎62-1200または☎080-9977-7201

スポーツの練習や試合、音楽の演奏会などにご利用いただけます。利用希望者は、申請書にご記入のうえ、町民体育館管理棟へご提出ください。申請書は町ホームページからダウンロードすることができます。

また、申請時には、運転免許証などの住所の確認ができるものをご提示いただく場合があります。

小・中学生のみで利用の場合は、保護者の同意が必要です。

所在地	中央2-21-1	
開館時間	9:00～21:00	
休館日	月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで、月曜日が休日に当たる時はその翌日以降、最初の休日以外の日	
申し込み	専用利用	(町民)利用する月の3か月前の1日から利用日当日の7日前まで (町民以外)利用する月の3か月前の15日から利用日当日の7日前まで ※専用利用とは、団体(利用者数が10人以上となる利用または利用申請時に入場予定者10人以上)による利用をいいます。
	個人利用	利用日の5日前から利用日当日まで ※個人利用とは、専用利用以外の利用をいいます。

■使用料(利用時間には準備、片付けの時間を含みます。)

使用料＝①施設使用料＋②器具使用料＋③照明使用料＋④冷房・暖房設備使用料

①施設使用料

専用利用の場合(1時間当たり)		
区 分		使用料
本町等(※1)の団体	片面	500円
	全面	1,000円
上記以外の団体	片面	1,000円
	全面	2,000円

④冷房・暖房設備使用料

区 分	単 位	使用料
体育館	1時間	2,000円

※1「本町等」とは、湯河原町を含む県西地域2市8町および熱海市を指します。本町等以外の団体(者)が、湯河原町または熱海市泉地区の旅館、寮、保養所、民宿などの宿泊施設に宿泊し、町民体育館を利用する場合は、本町等の団体(者)とみなします。

※2「15歳以上」とは、中学生を除きます。

※3 料金は、変更する場合があります。

②個人利用の場合(2時間当たり)

区 分		使用料	
本町等(※1)の者	片面	15歳以上の者(※2)	100円
		小・中学生	50円
	全面	15歳以上の者(※2)	200円
		小・中学生	100円
上記以外の者	片面	15歳以上の者(※2)	200円
		小・中学生	100円
	全面	15歳以上の者(※2)	400円
		小・中学生	200円

②器具使用料(1回当たり)

区 分		使用料
体育器具	バレーボール器具一式	200円
	ソフトバレーボール器具一式	200円
	バスケットボール器具一式	100円
	バドミントン器具一式	100円
	卓球器具一式	100円
	フットサル器具一式	200円
放送器具一式		500円

③照明使用料(1時間当たり)

区 分	使用料
片面	500円
全面	1,000円



ヘルシープラザ

☎ ヘルシープラザ ☎ 62-1333

個人のレベルに合わせた運動ができ、みなさんの健康・体力づくりを応援するスポーツ施設です。マシントレーニングやスポーツ活動などにご利用いただけます。詳しくは、ヘルシープラザまでお問い合わせください。

所在地	吉浜863		
開館時間	9:00～21:00		
休館日	月曜日(祝日を除く)、12月29日から翌年の1月3日まで		
申し込み	団体利用	利用する月の3か月前の1日から利用日の7日前まで	
	個人利用	多目的室・体育室	団体利用のない場合に限りご利用になれます。
		トレーニング室	※詳しくは右下「トレーニング室の利用について」をご覧ください。

■利用料金(町内の方が利用する場合)

団体利用 3階体育室

時 間		利用料金		
		3分の1	3分の2	全面
A	9:00～11:00	300円	600円	900円
B	11:00～13:00	300円	600円	900円
C	13:00～15:00	300円	600円	900円
D	15:00～17:00	300円	600円	900円
E	17:00～19:00	600円	1,200円	1,800円
F	19:00～21:00	600円	1,200円	1,800円

団体利用 2階多目的室

時 間		利用料金		
		3分の1	3分の2	全面
A	9:00～11:00	200円	400円	600円
B	11:00～13:00	200円	400円	600円
C	13:00～15:00	200円	400円	600円
D	15:00～17:00	200円	400円	600円
E	17:00～19:00	400円	800円	1,200円
F	19:00～21:00	400円	800円	1,200円

個人利用 トレーニング室

15歳以上(中学生を除く。)	220円
----------------	------

冷暖房使用料金(2階多目的室)

時 間		3分の1	3分の2	全面
		1,000円	2,000円	3,000円
1時間当たり				
コインロッカー使用料金		1回10円		

※1 県西地域2市7町および熱海市の方、町内または熱海市泉区の旅館、寮、保養所、民宿などの宿泊施設に宿泊してヘルシープラザを利用する場合は、町内の方と同じ料金で利用できます。

※2 料金は、変更する場合があります。



■トレーニング室の利用について

①初めて利用される方→ビギナー指導

- ・初回にトレーニング器具や施設の説明を受けていただきます。
- ・毎週木曜日・日曜日の13:30からのご予約制で実施しております。
- ・ご希望の方はお電話または受付にてご予約のうえ、15分前にご来館ください。
- ・持ち物→身分証(住所のわかるもの)・シューズ・運動のできる服装
- ・対象年齢→高校生以上

※事前に健康診断を受けるなど健康であることを確認してください。

※中学生以下のお子様を連れてのご利用はできません。

②2回目以降の方→自主トレーニング

開館時間内(9:00～21:00)にご利用できます。

◎内容に変更が生じる場合もございますのでお問い合わせください。



生活環境

ごみ・リサイクル

ごみの出し方

図 環境課 保全係

ごみは、午前8時30分までにゴミステーションに出してください。

※「東海道線ガード」から「見附町バス停」までの県道沿いにあるゴミステーションと、びん・カンステーションについては、朝8時からごみの収集を実施します。これらのごみステーションを利用している方は、朝8時までにごみを出してください。

可燃ごみ	月・水・金曜日	一辺の長さが50cm未満の燃えるごみ(指定ゴミ袋に入れて出してください。)
不燃ごみ	第1木曜日	一辺の長さが50cm未満の燃えないごみ
カン	火曜日 (びんと交互に収集)	飲食品の入っていたスチール缶・アルミ缶とスプレー缶・カセットボンベ ○びん・カン専用ステーションに出してください。 ○水洗いをして、専用コンテナに持ってきた袋から出して入れてください。 ○スプレー缶・カセットボンベは収集時に爆発する恐れがあるため、必ず中身を使い切ってから青色のコンテナに袋から出して入れてください。
びん	火曜日 (カンと交互に収集)	飲食品の入っていたびん ○びん・カン専用ステーションに出してください。 ○水洗いをして、専用コンテナに持ってきた袋から出して色別に入れてください。
ダンボール 紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	第2・4木曜日	○ダンボールと紙パックは分けて出してください。 ○ダンボールは折りたたんでひもでまとめてください。 ○紙パックは水洗いしてから開いて出してください。 ○ペットボトルは右のマークが目印です。 ○ペットボトルのラベルなどは取りはずして出してください。 ○ペットボトル、キャップは洗って出してください。
新聞・雑かみ	第3・(5)木曜日	○別々にひもでしばって出してください。 ○紙製容器や包装紙などのこまかい紙は、紙袋に入れるか雑かみの間にはさむなどして散乱しないように出してください。 ○シュレッダーごみは、袋に入れて出してください。
粗大ごみ (有料) (事前申込制) (戸別収集)	(第2・4水曜日)	一辺の長さが50cm以上2m未満の大型ごみ ○環境課へ収集日の前の週の金曜日までにお申し込みください。 ○1回のお申し込みにつき、5点までです。 ○収集手数料は、1点につき500円です。 ○別に処理手数料がかかる品目があります。詳しくは「美化センターへのごみの搬入について」をご覧ください。



布類・食用油・リチウムイオン電池等 第4木曜日(8:30~11:30)

拠点回収場所:各地区の会館・役場第1庁舎・ぶらりお休み処・商工会・福浦第9分団・社会福祉協議会・子育て支援センター・ヘルシープラザ・千暮公園(蓄電池の回収なし)・森下公園上倉庫・湯河原第3共同住宅3号棟前ゴミステーション(食用油のみ)・奥湯河原分署・美化センター(食用油のみ)

◎小型家電回収箱について… 役場第1庁舎入口に小型家電用の黄色い回収箱を設置しています。

不用になった携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、DVDプレイヤーなどでバッテリーを取り除いてから投入してください。

※小型家電の大きさは、回収箱投入口(横30cm、縦15cm)に入るものに限りです。

※個人情報(住所・氏名)は必ず消去してから投入してください。

※一度投入されたものは返却できません。

◎インクカートリッジ回収箱について…

小型家電回収箱の隣にインクカートリッジ用の回収箱を設置しています。ご家庭でお使いのインクカートリッジであれば、メーカーを問わず回収いたします。

不用品

ごみ

の回収、処理

リサイクル

株式会社

スズケイ

湯河原町中央3-15-14

受付時間 8:30~16:30

お見積り無料!

ご依頼ご相談はこちら

0465-63-4177

粗大ごみ、家電製品、不要なもの、何でも片付けます!

◎傘の捨て方について… 傘は図のように骨組みから布やビニールをはずし、分解してください。

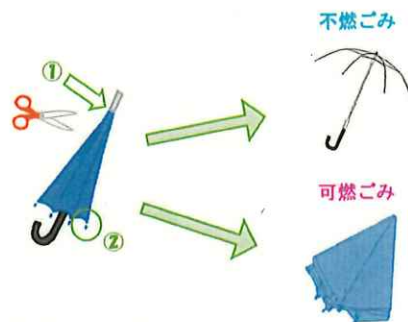
【はずし方】

①先端部分の布・ビニールを回すように切ります。

②キャップをすべて取り、布やビニールをはずします。

※作業をする時は、手袋をして「けが」をしないように気をつけてください。

分解せず出された傘は、収集できません。



収集・処分できないもの

環境課 保全係

■一度に大量に出るごみ

引っ越し、倉庫などの掃除、庭木の剪定など一度に大量に出るごみは、ご自身で美化センターに持ち込むか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

■危険なもの

○発火、爆発の恐れのあるもの

プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など

○有害、有毒性のあるもの

薬品類、農薬類、廃油など

※販売店などに相談してください。

■処分できないもの

自動車部品、オートバイ部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、浴槽、風呂釜、消火器、耐火金庫、ピアノ、業務用機器、ビニールタンや塩ビ管などの建築材料、石、土、レンガ、コンクリートブロック、ブラインドなど

※販売店または一般廃棄物処理業者にお問い合わせください。

■テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

処分する際にリサイクルすることが義務付けられています。これらをごみステーションに出すと不法投棄となります。

町や美化センターでは収集・処分はできません。

○購入または買い替えの場合

販売店でリサイクル料金や運搬料金を確認し、引き取りを依頼してください。

○専門業者に依頼する場合

次の特定家電リサイクル券取扱・収集運搬業者に問い合わせ、リサイクル料金・運搬料金を確認し、引き取りを依頼してください。

(有)二見商店 土肥5-8-3 ☎62-4330

(株)スズケイ 中央3-15-14 ☎63-4177

○ご自身で手続きを行う場合

郵便局でリサイクル券を購入後、環境課でリサイクル集積所までの運搬の申し込みをします。(役場で運搬料金を納付します。)

※家電リサイクルの手続きの際には、メーカーおよび大きさ(画面サイズ、内容量など)により料金が異なる場合がありますので、必ず事前にこれらを確認してから手続きをお願いします。

■パソコン (パソコン本体・ディスプレイ)

町や美化センターでは収集・処分はできません。

パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会(☎044-540-0576 <https://www.pc3r.jp/>)にお問い合わせください。なお、周辺機器(プリンター、マウス、キーボードなど)は一辺が50cmを超えない限り、不燃ごみとして出すことができます。

また、ノートパソコンで横30cm、厚さ15cm以下の投入口に入るものは、役場第1庁舎入口小型家電回収箱に入れて出すことができます。

■消火器

町や美化センターでは収集・処分はできません。

処分は一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。詳しくは、お近くの販売代理店窓口へお問い合わせください。(処分には消火器リサイクルシール代金および運送・保管費用が必要です。)

○町内の販売代理店

(株)日報防災 鍛冶屋546-1 ☎63-0119

○郵送でも回収できます。

※事前に電話またはインターネットで申し込みが必要です。

【申込先】一般社団法人日本消火器工業会

ホームページ <https://www.jfema.or.jp/about/recycling>

ゆうパック専用コールセンター ☎0120-822-306



美化センターへのごみの搬入について

☎ 美化センター ☎63-3472

美化センターには湯河原町と真鶴町で発生したごみ(産業廃棄物を除く)の直接搬入ができます。

所在地	吉浜2021-95
電話番号	63-3472
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～11:30 13:00～16:30 土曜日・祝日 8:30～11:30 ※受付時間厳守
休み	日曜日 年末年始はその都度周知

■事前の処理をお願いします

有料対象物(右記)は別に計量する必要があるため、他のごみと別々に降ろせるようにして持ち込んでください。

○町のごみ(収集)の分類方法と同様に分別してください。

○木材、他の燃えるごみ、燃えないごみは分別し、別々に降ろせるようにして持ち込んでください。

○家具などは、木材、他の燃えるごみ、燃えないごみに分解し(引き出しのレールなどの金具やガラス、プラスチックを外し)、持ち込んでください。(釘やビスはそのままで可)。

○ベッド・ソファなどは、金属部分と木材、他の燃えるごみに分解し、持ち込んでください。

○木の枝などは、直径5cm以内、長さ50cm以内に切り揃えてください。

○びん、カン、ペットボトルは、中身を出し、洗浄して持ち込んでください。(ふたのあるものはふたを外し、燃えるごみ、燃えないごみに分別してください。ペットボトルは、キャップ・ラベルを外してください。)

○傘は、布・ビニールを取り外してください。

○おもちゃや電化製品の電池は取り外してください。
(電源をコンセントから抜いても作動する時計などの表示があるものや充電して使うものには電池が入っています。可能なら取り外してください。)

○家電リサイクル法の対象物は、事前に 家電リサイクル券と運搬券を購入し、いっしょに持ち込んでください。

■ごみ持ち込み時の手数料について

取扱区分	手数料の説明
1日1回目の計量が50kg以下の場合	無料
1日1回目の計量が50kgを超える場合	有料 50kgを超えた10kgにつき400円 (例:70kgの場合:800円) ※70kg-50kg=20kgが有料対象
1日2回目以降は総重量が有料対象	有料 10kgにつき400円 (例:70kgの場合:2,800円)

別料金となるもの

(上記の重量による手数料はかかりません。)

自転車	1台につき 1,000円
スプリングベッド	1台につき 6,000円
マッサージチェア	1台につき 5,000円
乗馬型運動具	1台につき 2,500円
量	1枚につき 2,000円

※別料金となる品目について、持ち込みをする際に解体(分解)済みで分別(可燃・不燃・木材等)されていれば、上記重量による手数料扱いとなります。

別料金となるもの
(対象外の品目は重量による手数料となります)

自転車 1台 1,000円 対象: 子供用自転車 対象外: ペダルなし自転車・三輪車	スプリングベッド 1台 6,000円 対象: 中にバネがあるもの 対象外: バネを取り出せば対象外
マッサージチェア 1台 5,000円 対象: 電動のマッサージ機	乗馬型運動具 1台 2,500円 対象: (写真参照)
本量 (平量・1枚目) 1枚 2,000円 ※ 本量でも、へり、裏側のビニールをはずして、裏面だけすれば対象外になります。 ※ 数量削減量は、対象外になります。	

※エアロバイク対象外(運動具)

※計量器での計量は機能上10kg単位での表示です。



浄化槽・貯水槽・配水管清掃
ツマリ修理・浄化槽維持管理

株式会社 保全社

定休日 土曜・日曜・祭日

鍛冶屋855-24 ☎(0465)63-1143
FAX (0465)63-1142

☎0120-631-143



Instagram

環境衛生

浄化槽の維持管理

環境課 保全係

浄化槽とは、トイレからの汚水や台所からの排水などを微生物の働きによってきれいな水にして消毒放流させる設備です。

そのため、微生物が活動しやすい環境を保つために適正な維持管理が重要です。これらを正しく行わないと、浄化槽の機能が低下し悪臭や水質汚濁などの原因となり、近隣はもとより地域の環境を悪化させることになります。

浄化槽が正常に機能するように、保守点検・清掃・法定検査をすることが浄化槽法により義務付けられています。

浄化槽設置整備事業補助金

環境課 保全係

生活排水による公共用水域の水質汚濁および生活環境の悪化を防止するため、下水道全体計画区域外の地域で、居住用建物の「単独処理浄化槽」または「くみ取り式便槽」を合併処理浄化槽(5人槽～10人槽)に転換する方を対象に、費用の一部を補助します。

補助金額	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

※既設のくみ取り便槽または単独処理浄化槽の撤去工事を行い、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合は、上記補助金に単独処理浄化槽の撤去費は上限15万円、くみ取り式便槽の撤去費用は上限12万円が上乗せ補助されます。

※宅内配管工事を行う場合、上記補助金に上限33万円が上乗せ補助されます。

※既存居住用建物の建替や増改築に伴う転換の場合は対象外です。

※事前に環境課までお問い合わせください。

生ごみ処理器設置費助成金

環境課 保全係

家庭などから排出される生ごみを自家処理することによって、ごみの減量化が図られます。

生ごみ処理器を購入する方を対象に、費用の一部を助成します。

助成金額	生ごみ処理容器 (コンポスト式)	購入金額の1/2以内 限度額 4,000円 (1世帯2基まで)
	生ごみ処理器 (電動式)	購入金額の1/2以内 限度額 20,000円 (1世帯1基まで)

ごみ集積箱設置費助成金

環境課 保全係

ごみステーション周辺的美観保持と居住環境の向上を図るため、20世帯以上で共同設置するごみ集積箱の費用の一部を助成します。

助成金額	購入または製作費用の1/2以内
	限度額 40,000円

※事前に環境課までお問い合わせください。

ごみステーション用ネット交付について

環境課 保全係

区会等からごみネットの交付を受けることができないごみステーションにごみネットを交付します。

ネットの種類	小サイズ(2m×3m)
	大サイズ(3m×4m)

※交付の条件がありますので、事前に環境課までお問い合わせください。

野焼きについて

環境課 保全係

庭など屋外で落ち葉や刈り草、剪定枝などをみだりに燃やすと、煙や臭いで隣り近所に迷惑をかけることとなります。落ち葉や刈り草などは指定ごみ袋に入れ、剪定枝などは50cm以下に小さく束ねて「可燃ごみ」の日にごみステーションに出してください。

なお、大量に出される場合は出す日を分けるか、美化センターに直接搬入をお願いします。なお、直接搬入の場合、処理手数料がかかる場合があります。美化センター(☎63-3472)へ事前にお問い合わせください。

蜂の巣、害虫の駆除について

環境課 保全係

初夏から秋にかけて蜂が活発に活動する時期となります。蜂は家の軒先や塀、庭木のかげなど、分かりにくいところに巣をつくっていますので、ご注意ください。特に蜂が多く飛んでいるときは要注意です。

蜂の巣の駆除は、その土地(建物)の所有者・管理者で対応していただきますようお願いいたします。町では個人のお宅の蜂の巣の駆除は行っていません。

スズメバチなどの危険な蜂を駆除する場合や、個人での駆除が困難と思われるとき、蜂アレルギーの方やアレルギー体質の方は、無理せずに専門の業者に依頼してください。

蜂その他害虫などの無料相談
(公社)神奈川県ペストコントロール協会
☎045-681-8585

なお、町ではご自身で蜂の巣の駆除を行う場合、ハチの「防護服」を貸し出していますので、環境課までお問い合わせください。

水道・下水道・温泉

町営水道の水源

問 上下水道課 上水道施設係

町営水道は、千歳川の支流のアケジ沢(広河原浄水場)、新崎川(幕山浄水場)、新幹線のトンネル湧水(南郷浄水場、尾崎浄水場)、城堀隧道の湧水、城堀の深井戸の5つの水源を利用して水道水をお届けしています。

使用開始・中止・使用者変更の届け出

問 上下水道課 管理係

水道の使用開始・中止・使用者変更の手続きは、届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口、電話、ファックス、メールなどで受け付けています。

届け出がない場合、ご使用されていなくても基本料金の請求が継続しますので、ご注意ください。

その他のお問い合わせ

問 上下水道課 管理係

町の水道は、町営水道の給水区域と簡易水道組合の給水区域があります。給水区域の確認やその他のお問い合わせは上下水道課までご連絡ください。

簡易水道組合の連絡先

宮下簡易水道組合 ☎62-4651

水道メーターの交換

問 上下水道課 上水道施設係

水道メーターは、計量法に基づき、8年に1回交換を行っています。該当するご家庭に、町が委託した町指定給水装置工事事業者がお伺いして交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、メーター交換は無料で行います。

水道料金(町営水道)

問 上下水道課 管理係

水道料金は2か月に1回メーターの検針を行い、使用された水量の2分の1を検針月、残りの2分の1を翌月に請求します。水道料金は基本料金に超過料金を加えた合計金額です。

1か月当たりの水道料金表(消費税抜き)

基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
10m ³ まで 774円	11m ³ ~30m ³	84円
	31m ³ ~50m ³	91円
	51m ³ ~100m ³	97円
	101m ³ ~	105円

※使用水量が0m³でも基本料金はかかります。

【計算例】

基本料金[(10m³まで)+(使用水量-基本水量)

×単価]+消費税=水道料金

○使用水量が20m³の場合

[774円+{(20m³-10m³)×84円}]+消費税
=1,775円

○使用水量が40m³の場合

[774円+{(30m³-10m³)×84円}+
{(40m³-30m³)×91円}]+消費税
=3,700円

○使用水量が60m³の場合

[774円+{(30m³-10m³)×84円}+
{(50m³-30m³)×91円}+{(60m³-50m³)
×97円}]+消費税=5,768円

水道の修理

問 上下水道課 管理係

所有地内の水道施設の水漏れなどは、個人の管理となります。修理が必要な場合は、お近くの町指定給水装置工事事業者へ依頼してください。町指定給水装置工事事業者以外は、水道法により修理できません。

町指定給水装置工事事業者が不明なときは、上下水道課にお問い合わせください。

道路上で漏水を発見したときは、上下水道課までご連絡ください。

下水道使用料

問 上下水道課 管理係

下水道使用料は、水道を使った分だけかかります。

転入・転出時は、お住まいになっている建物に給水している町営水道または宮下簡易水道組合へ直接ご連絡ください。

■下水道使用料の計算方法

下水道使用水量=水道使用水量

下水道使用期間=水道使用期間

1か月当たりの下水道使用料(消費税抜き)

基本使用料	10m ³ まで1,266円
超過料(11m ³ 以上の分1m ³ につき)	158円

※使用水量が0m³でも基本料金はかかります。

〔下水道使用料の算出方法〕

基本料金+超過料金+消費税

湯河原町指定給水装置工事事業者
湯河原町温泉工事公認業者 湯河原町指定下水道工事店

空調設備・給排水設備・設計施工
空調機器・ボイラー保守・点検・管理

有限会社 **ナミフサ設備**

お気軽にお問い合わせください

鍛冶屋335-12 ☎0465-62-9295
FAX 0465-62-1424



下水道の正しい使い方

☎ 上下水道課 管理係



※町の下水道は分流式です。

雨水は、道路側溝や雨水管を通して川や海へ流れています。トイレ・台所などの雑排水は公共下水道管を通して浄水センターで処理されます。

1. ごみや油を流さない!

トイレや台所などから水に溶けないごみを流すと、排水管がつまって流れなくなる原因となります。

※水洗トイレではトイレペーパー以外の紙は、使用しないでください。



2. 危険物を流さない!

ガソリンや灯油、シンナーなどを下水道に流すと爆発する恐れがあります。

強い酸やアルカリを示す排水を流すと排水設備や下水道管が溶けてしまいます。



下水道への接続のお願い

☎ 上下水道課 管理係

下水道は水環境をよみがえらせ、未来の子どもたちに水環境のあるべき姿を伝えると共に、私たちの住みよい生活環境を造るために必要な施設です。

町では昭和60年から下水の処理を開始し、下水道を利用できる人口の割合は、令和6年度末で約93%となっています。

しかし、次の世代へ美しい水環境を引き渡すには、まだまだ住民の皆さんのご理解とご協力をいただく必要があります。

すでに供用を開始され、未だ下水道へ接続されていない方につきましては一日も早く下水道へ接続するようお願いいたします。

排水設備改造等助成制度

☎ 上下水道課 管理係

町では、下水道に接続する工事費の一部を助成する制度があります。

■要件

- 個人所有の居住用家屋であること。
- 下水道を利用できるようになった日(供用開始告示日)から3年以内に接続工事が完了すること。
- 町税、下水道使用料などを滞納していないこと。

助成金額

供用開始告示日から1年以内	工事費の1/3 (限度額100,000円)	助成金の対象となる工事費は30万円までです。
供用開始告示日から2年以内	工事費の1/10 (限度額30,000円)	
供用開始告示日から3年以内	工事費の1/20 (限度額15,000円)	

水道料金・下水道使用料の支払方法

☎ 上下水道課 管理係

水道料金・下水道使用料の支払い方法については、61ページ「町税などの納付方法」をご覧ください。

温泉

☎ 温泉課 施設係

湯河原町営温泉は、地域や条件により利用が限定されますので、詳しくは、温泉課までお問い合わせください。

湯河原温泉の泉質・適応症・禁忌症

○泉質

ナトリウム・カルシウム－塩化物・硫酸塩温泉

○適応症・禁忌症

温泉の医効効用は、その温度その他の物理的因子、化学成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難ですが、温泉の適応症・禁忌症は、おおむね次のとおりです。

●一般的適応症

筋肉若しくは関節の慢性的な痛みまたはこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息または肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進

●泉質別適応症

きりぎり、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

●一般的禁忌症

病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍または高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓または肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

建物・道路

景観計画の届け出

☑ まちづくり課 計画係

家を建てる時や、増改築、塗り替えなどを行う場合には、建築物の色彩やデザイン、高さなど景観計画に定めた基準を守り、また、一定規模以上となる場合には、まちづくり課へ届け出が必要になります。

■届け出が必要な規模

○家などを建てる場合

延床面積が150㎡（温泉場地区では10㎡）を超えるものまたは3階建て以上のもの

○外壁や屋根を塗り替える場合

塗り替える部分の面積の合計が50㎡（温泉場地区では10㎡）を超えるもの

※温泉場地区とは、万葉公園管理棟から不動滝までの商業地域の用途が指定されている区域です。

木造住宅耐震改修工事費等補助

☑ まちづくり課 計画係

地震に強い安全なまちづくりを目指すため、「木造住宅耐震改修工事費等補助制度」を設けています。

■要件

○木造住宅で建築工事の着手が平成12年5月31日以前の建物

○在来工法による建物（枠組壁工法、プレハブ工法の建物は除きます。）

○自己用住宅であること。（兼用住宅の場合は居住部分が70%以上であること、アパート、長屋形式の建物は除きます。）

○町税などに滞納のない方

※上記のほかにも、要件がありますが、詳しくは、まちづくり課へお問い合わせください。

■補助金額

○耐震診断費補助（一般診断または精密診断）
経費の1/2または50,000円を上限とします。

○補強設計費補助
経費の1/2または100,000円を上限とします。

○耐震改修工事費補助（現場監理費を含む。）
経費の1/2または350,000円を上限とします。

住宅リフォーム等補助

☑ 地域政策課 企画係

町では、住環境の向上や町内経済の活性化、ブロック塀などの安全対策を推進するため、住宅リフォーム等補助事業を実施しています。

【助成内容】

- 1 住宅のリフォーム費用の一部を補助
- 2 住宅の庭木伐採、撤去および処分費用の一部を補助
- 3 組積造（ブロック塀など）の撤去および安全な工作物への設置費用の一部を補助

【共通事項】

○申請できる方（すべて満たすこと）

- ・湯河原町に住民登録のある方
- ・申請者および同一世帯員が町税などを滞納していないこと。
- ・町内の業者を利用すること。
- ・暴力団員ではない者

○請負業者（すべて満たすこと）

- ・町内の業者であること。
- ・町税などを滞納していないこと。
- ・第三者に対し、全部の施工を委託し、または請け負わせないこと。
- ・暴力団または暴力団員に関係していないこと。

○その他

- ・住宅リフォーム補助、住宅庭木伐採等補助、組積造撤去等補助は個別に申請が可能です。

※受付期間については、地域政策課までお問合せください。

■住宅リフォーム補助

※工事前に申請が必要です。

町内で自ら居住（店舗、事務所、倉庫などが併用されている住宅の場合は、自ら居住の用に供する部分に限る。）する住宅またはマンションなどの共同住宅は、その専有部分のリフォームを行う場合に、工事費用の一部を補助します。

○補助額（対象物件につき1回限り）

【対象工事費】工事費20万円以上（消費税除く）

【補助額】工事費の10%（上限10万円）

※工事完了後に移住を予定している方は対象経費の20%（上限20万円）

○申請時に必要なもの

- ・工事見積書の写し
- ・工事図面および内訳書
- ・リフォーム前の現場写真
- ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
- ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書



■住宅庭木伐採等補助交付

※着手前の申請は不要です。作業後に申請をしてください。

町内で自ら居住する住宅(共同住宅除く。)に付随する庭木の伐採、撤去および処分を行う場合の費用の一部を補助します。

- 補助額(年度中につき1回限り)
【対象作業費】作業費3万円以上(消費税込み)
【補助額】作業費の20%(上限2万円)
- 申請時に必要なもの
 - ・領収書の写し
 - ・庭木の伐採前の現場写真
 - ・庭木の伐採後の現場写真
 - ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
 - ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書

■組積造撤去等補助

※工事前に申請が必要です。
町内の住宅(共同住宅含む。)に付随する道路などに面した組積造(ブロック塀など)の撤去および安全な工作物への設置費用の一部を補助します。

- 補助額(対象物件につき1回限り)
【対象工事費】工事費10万円以上(消費税除く)
【補助額】工事費の10%(上限5万円。ただし、通学路に面する場合は10万円)
- 申請時に必要なもの
 - ・工事見積書の写し
 - ・工事図面および内訳書

- ・組積造(ブロック塀など)の撤去前の現場写真
- ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
- ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書

生垣設置奨励補助金交付

☎ まちづくり課 施設係

湯河原町では、緑化推進と地震等による防災に役立てていくために生垣の設置を奨励し、工事費用の一部を補助しています。

【共通事項】

- 個人が所有していること
- 設置する生垣は公道・公有水路に接する総延長5メートル以上であること
- 申請者および同一世帯員が町税などを滞納していないこと
- 町内に居住し住宅用地を所有していること

【助成額】

生垣の延長1mにつき3,000円
最高限度額100,000円

【申請】

申請書、設置場所の平面見取図、概略図、着工前の写真などをまちづくり課施設係へ提出してください。
※工事着手前に提出してください。
※詳しくは、町ホームページまたは、まちづくり課施設係へお問い合わせください。

道路管理者			
道路名称など	区間など	道路管理者	備 考
町道	町内	まちづくり課 ☎63-2111	
農道・林道	町内	農林水産課 ☎63-2111	
国道135号	無料の一般道路 (海側)	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター ☎34-4141	
県道740号	無料の一般道路 (山側)		旧国道135号
県道 75 号	無料の一般道路		湯河原箱根仙石原
真鶴道路(ブルーライン)	有料道路	神奈川県道路公社 真鶴道路管理事務所 ☎69-1441	有料の国道135号
湯河原パークウェイ	有料道路	伊豆箱根鉄道グループ ☎0460-83-6491	営業時間 6:00～22:00

道路・水路などの占用について

問 まちづくり課 用地係

町の管理する道路や水路などを使用する場合は、事前に申請が必要です。

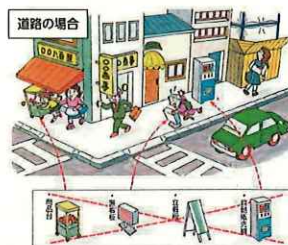
申請の種類	内 容
道路占用	町道に構築物を設置する場合(看板・電線・日除け・水道管など)
水路占用	河川や水路に構築物を設置する場合(通路など)
一時占用	町道や水路を一時的に占用する場合(祭典で露店を出す・通行止めにする、工事の仮設足場を組むなど)

原則として、申請から許可まで2週間程度かかり、占用料の負担があります。無許可で占用している対象物には原状回復命令を行う場合もあります。

○許可できないもの

看板や乗り上げブロックなど、道路の路面に直接置くものは許可できません。

道路に置かれたものが原因で、歩行者や自転車・バイクの転倒事故などが発生した場合、物を置いた人が事故の責任を問われることがあります。



道路・水路などの維持管理について

問 まちづくり課 土木係

町の管理する道路や水路などの構築物を撤去・改修・掘さくする場合は、事前に申請が必要です。

申請の種類	内 容
自費工事	出入りの為の歩道の切り下げ、排水溝・縁石の改修など
道路占用掘さく	埋設管などの占用時に町道を掘さくする場合

原則として、申請から許可まで2週間程度かかり、道路占用掘さくの場合路面復旧費などの負担があります。無許可で撤去・改修をした場合には原状回復命令を行う場合もあります。

道路との段差を解消したい場合は、縁石の切り下げ工事を自費(個人負担)で行うことができます。詳しくは、まちづくり課にお問い合わせください。

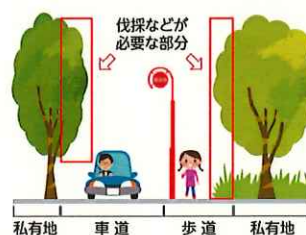


■道路上に張り出している樹木などの伐採のお願い

樹木が私有地から道路上に張り出していると、次のような危険があります。

- ①道路の見通しを悪くしたり、道路標識やカーブミラーなどを隠したりすることで、交通事故発生の原因となる可能性があります。
- ②樹木が歩道に覆いかぶさった場合、歩行者が樹木を避けるために車道を歩かなければならず、事故に巻き込まれる可能性があります。
- ③張り出した樹木に接触することで、車両を傷つけたり歩行者が怪我をしたりする可能性があります。

私有地から張り出している樹木などは土地所有者に所有権があり、災害などの緊急時を除き、町で伐採・枝払いをすることができません。樹木などが道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがありますので、剪定や伐採をするなど適正な管理をお願いします。



産業

農業

〔問〕農林水産課 振興係

本町の農地は、相模灘に面し、静岡県との県境に流れる千歳川沿いにも出作農地があります。3方を箱根伊豆の山々に囲まれた丘陵地で、黒潮の影響を受けた年平均気温は16～17度で、冬暖かく夏比較的涼しい一年を通じて温暖な気候であることから、丘陵地を生かした農業が発展し、作付面積の99%は果樹が占め、温州みかんを中心に中晩柑、キウイフルーツなどが生産されています。

また一部では、湘南ゴールドなど優良品種への転換が行われています。

ふれあい農園貸付事業

〔問〕農林水産課 振興係

ふれあい農園貸付事業は、農業者以外の方が、野菜・花などを栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることなどを目的として実施しています。

貸付期間	2年間(ただし、途中解約することができます。)期間満了後、引き続き対象農地を借り受けようとするときは、期間満了の1カ月前までに町に申し込み、2年を一区切りとして期間の延長を承認します。
貸付料	1区画(30m ²)年額9,000円
利用者	町内に住所がある方 町内に畑以外の固定資産を所有している方 暴力団員でない方
募集方法	広報ゆがわら、町ホームページで募集します。
選考方法	応募者多数の場合は、抽選会を実施します。
貸付区画数	1借受者につき1区画(追加貸付け可)

農園概要

農園名	貸付区画数	所在地
てんほうやま 天保山農園	34	吉浜1943-1
こうど 神戸農園	30	吉浜482-3
しろゆまた 第1白沼田農園	19	吉浜1908-3 吉浜1909-6
第3白沼田農園	31	吉浜1907-3
まえくりば 前栗場農園	18	吉浜1990-8
かしわざさわ 柏木沢農園	28	宮下758-1

農地法の許可申請

〔問〕農業委員会(農林水産課内)

農地とは、耕作を目的とする土地であり、耕作以外の目的に利用することはできないと定められています。そのため、登記簿上の地目もしくは課税上の地目が「畑」または「田」の場合は、権利の移転や売買などを行う際に農地法の手続きが必要です。

農地の権利の設定や移転を行う場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。なお、相続などにより農地を取得した場合には、届け出が必要です。

農地を農地以外の目的(宅地・駐車場・資材置き場など)に利用する場合(一時的な耕作を目的としない利用も含む。)や、農地以外の目的で売買する場合には、農地転用の手続きが必要です。

農地転用は県知事または農林水産大臣が許可しますが、農地の場所によっては、転用が許可されない土地もあります。

林業

〔問〕農林水産課 施設係

本町の林業は、気象・土壌などからスギ・ヒノキの適地として自然環境に恵まれています。間伐保育を積極的に推進していく一方、現状を踏まえ、森林の有する公益的な機能と地域の特質を生かした林業への取り組みを実施し、保育施策に必要な作業路などの適正な実施を図り、健全な森林の管理育成を推進しています。

○森林の土地の所有者届け出

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市区町村へ届け出をしてください。

○森林の伐採届け出

地域森林計画の対象となっている森林において、立木を伐採する場合は、届け出をしなければなりません。伐採30日～90日前に、市区町村へ届け出をしてください。

また、保安林である場合は、都道府県への許可申請・届け出が必要です。

漁業

〔問〕農林水産課 施設係

本町の漁業拠点、福浦にあり、町の南東に位置し、周辺は相模灘に面した岩場など美しい自然に囲まれています。

主力漁業は定置網で、県内外へ供給しています。漁業の特性から年によって漁獲量が大きく変動するため、県などの支援を受けて、漁獲の安定確保を図るとともに、多様化する海洋性レクリエーションと漁業の調和を促進しています。

公園施設

海浜公園テニスコート 図 まちづくり課 施設係

申込先	海浜公園管理事務所			☎63-0480
休場日	年末年始 (12/28～1/3)			
使用時間	区 分		開場時刻	閉場時刻
	4月～6月・9月	平日	9:00	16:00
		土・日・祝		17:00
	7月・8月	平日		18:00
		土・日・祝		
	10月～3月	平日	16:00	
土・日・祝				
※7月～9月は指定管理者の自主事業により開場時刻が8:00ですが変更になる場合があります。				
申し込み	海浜公園管理事務所に直接または電話にて申し込みください。 申し込みは、次の期日から先着順になります。			
	町内の方	使用する月の 2 か月前の 1 日から		
	町外の方	使用する月の 1 か月前の 1 日から		
	※町外の方で、町内の旅館、寮、保養所および民宿に宿泊する方の申し込みは、町内の方の期日となります。ただし、宿泊施設から申請があった場合に限りです。			
施設内容	テニスコート 4 面			
使用料金	コート使用料(1 面 1 時間につき)			
	町内の方	800 円		
	町外の方	1,200 円		
	ラケットレンタル料			
	1 本 1 回につき		300円	

海浜公園プール 図 まちづくり課 施設係

回数券 購入先	まちづくり課		☎ 63-2111
	駅前観光案内所		☎ 63-4181
	海浜公園管理事務所		☎ 63-0480
使用期間	海の日の直前の土曜日～ 8/31 (変更になる場合があります。)		
休園日	期間中は無休 ※荒天により臨時休業することがあります。		
使用時間	9:00 ～ 17:00 (最終入場時間は16:30) ※小学生で保護者の付き添いがない場合は、16:00までのご利用になります。		
施設内容	子どもプール、25m プール、流れるプール		
使用料金	入場券	大 人	600 円
		子ども	300 円
	町民回数券	大 人 (10回分)	3,000円
		子ども (10回分)	1,500円
	一般回数券	大 人 (11回分)	6,000円
		子ども (11回分)	3,000円
	温水シャワー	1 回につき	100 円
大 人:15歳以上の方(中学生を除く。) 子ども:小学生および中学生 小学生未満:無料(保護者の同伴が必要) ※車でお越しの方は、別途駐車料金ががかかります。			

幕山公園バーベキュー 図 まちづくり課 施設係

申込先	幕山公園管理棟		
使用期間	4/1 ~ 10/31		
使用時間	9:00 ~ 16:00		
申し込み	管理棟にある申請用紙に必要事項をご記入のうえ、管理棟の受付に提出もしくは、管理棟のポストへ投函してください。 ※予約はできません。当日、管理棟での申し込みのみになります。		
使用場所	バーベキュー許可ゾーン (公園内地図看板参照)		
使用料金	無料		
注意事項	○地面に直接炉を設けたり、地面で直接火を燃やすことは禁止します。足のあるバーベキューコンロをお持ちください。 ○鉄板・食器などを洗う際に、河川の水を利用したり、河川に直接排水しないでください。 ○バーベキュー道具などの貸し出しや、食料品などの販売はしていません。		

ゆめ公園(総合運動公園)多目的広場 図 まちづくり課 施設係

申込先	パークゴルフ場受付 ☎・FAX 63-7288		
休場日	年末年始(12/28~1/3)		
使用時間	多目的広場		
	9:00~21:00 ※駐車場の門扉開閉時間は、8:30~18:00までになります。 ※大会などで使用する場合は、8:00~21:00までになります。		
申し込み	公園使用許可申請書を直接パークゴルフ場受付へ、または郵送・ファックスにより申請してください。 申し込みは、使用日の2か月前から先着順になります。		
使用料金	多目的広場		
	町内の方	全面使用 1 時間につき	2,000 円
		半面使用 1 時間につき	1,000 円
	町外の方	全面使用 1 時間につき	4,000 円
		半面使用 1 時間につき	2,000 円
※半面使用は、小学生以下で構成された団体が使用する場合または使用目的がソフトボールの場合に限りです。 ※町外の方で、町内または熱海市泉の旅館、寮、保養所および民宿に宿泊する方の使用料は、町内の方の料金となります。ただし、宿泊施設から申請があった場合に限りです。			

備考
1. 町内の方または町民とは次のとおりです。
○湯河原町を含む県西地域構成市町に在住、在勤、在学の方 ○熱海市に在住の方
※上記の方は、町民証、運転免許証、その他住所を確認できるものをお持ちください。
2. 町外の方とは、上記以外の方です。



ゆめ公園(総合運動公園)パークゴルフ場

☎ まちづくり課 施設係

申込先	パークゴルフ場受付			☎63-7288	
休場日	毎週木曜日、年末年始(12/28～1/3) ※木曜日が休日の場合は、その前日となります。				
使用時間	区 分		開場時刻	閉場時刻	
	4月～6月・9月	平日	9:00	16:00	
		土・日・祝		17:00	
	7月・8月	平日		18:00	
		土・日・祝			
	10月～3月	平日		16:00	
		土・日・祝			
使用料金	1回	大人	200円		
		子ども(中学生以下)	100円		
	1日券	大人	500円		
		子ども(中学生以下)	250円		
	貸靴	1足	50円		
※カカトのある靴、スパイクシューズ、サンダルでは入場できません。					

ゆめ公園(総合運動公園)弓道場				
☎ まちづくり課 施設係				
申込先	パークゴルフ場受付			☎63-7288
休場日	毎週木曜日、年末年始(12/28～1/3) ※木曜日が休日の場合は、その前日となります。			
利用時間	区 分		開場時刻	閉場時刻
	4月～6月・9月	平日	9:00	16:00
		土・日・祝		17:00
	7月・8月	平日		18:00
		土・日・祝		
	10月～3月	平日		16:00
		土・日・祝		
利用料金	区 分		時間	金額
	個人利用	町内の者	3時間	200円
		町外の者	3時間	400円
	専用利用	町内の者	1時間	400円
		町外の者	1時間	800円
	注意事項	〈個人利用〉		
・初段以上の認許を取得している人。				
・段位を持っていない人が個人で利用する場合は、初段以上の認許を受けている指導者がいること。				
・その他要項・安全マニュアルを守ること。				
〈専用利用〉				
・初段以上の認許を取得している指導者がいること。				
・安全管理には充分注意すること。				
・その他要項・安全マニュアルを守ること。				



町営駐車場

温泉場周辺

区 分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料 金
1 万葉公園第1駐車場 (宮上475-1)	24時間	月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに10,000円(申し込み:財政課)
2 万葉公園第2駐車場 (宮上565-6)		時間駐車	普通自動車	1時間ごとに 100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
3 万葉公園第3駐車場 (宮上573)		時間駐車	普通自動車	1時間ごとに 100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
4 町立湯河原美術館駐車場 (宮上623-1) ☎63-7788	美術館 開館日の 9:00～ 16:30 ※上記以外は要 予約	時間駐車	大型自動車	1時間ごとに 300円(最高限度額 1,800円/1日) ※要予約
			普通自動車	1時間ごとに 100円(最高限度額 1,000円/1日)
			二輪車	1時間ごとに 50円(最高限度額 500円/1日)
5 湯河原温泉場駐車場 (宮上534-1)	24時間	時間駐車	大型自動車	1時間ごとに 300円(最高限度額 1,800円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
			普通自動車	1時間ごとに 100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
		月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに10,000円(申し込み:財政課)

湯河原駅周辺

区 分		開設時間	供用方法	自動車などの種類	料 金
6	湯河原駅前広場駐車場 (土肥1-2-2)	24時間	時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円 (最初の30分のうち駐車開始後15分までは無料)
7	湯河原駅第1駐車場 (宮下653-11)		時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の30分のうち駐車開始後15分までは無料)
			定期駐車	二輪車	1か月2,500円、3か月7,350円、6か月14,400円 (申し込み:駅前観光案内所)
			一時駐車		1回ごとに200円
8	湯河原駅第2駐車場 (門川479-10)		定期駐車	二輪車	1か月2,500円、3か月7,350円、6か月14,400円 (申し込み:駅前観光案内所)
9	湯河原駅第3駐車場 (土肥1-7-24)		時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の30分のうち駐車開始後15分までは無料)
			月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに11,000円 (申し込み:財政課)
			一時駐車	自転車	無料

海岸周辺

区 分		開設時間	供用方法	自動車などの種類	料 金
10	湯河原海浜公園駐車場 (門川111)	9:00～ 17:00	プール 開催期間	普通自動車	1回ごとに 1,000円
				二輪車	1回ごとに 300円
		24時間	上記以外の期間 (時間駐車)	普通自動車	30分ごとに 100円 (駐車開始後2時間までは無料) 24時間 最大1,000円
				二輪車	無料
11	湯河原町ヘルシープラザ 駐車場 (吉浜863)	7:00～ 21:00	海水浴場 開設期間	普通自動車	1回ごとに 1,000円
				二輪車	1回ごとに 300円
		9:00～ 21:00	上記以外の期間	普通自動車	1回ごとに 1,000円
				二輪車	1回ごとに 300円

中央区周辺

区 分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料 金
12 湯河原町民体育館 駐車場 (中央2-21-1)	24時間	時間駐車	大型自動車	1時間ごとに 300円(最高限度額 1,800円/1日)
			普通自動車	1時間ごとに 100円(最高限度額 1,000円/1日)
			二輪車	1時間ごとに 50円(最高限度額 500円/1日)

注1 普通自動車とは、積載物または取付物を含めて長さ5.0m、幅1.8m、高さ2.0m、重さ2tを超えないものに限る。また、二輪車については自動二輪車および原動機付自転車とする。

注2 町立湯河原美術館の入館者、ヘルシープラザ、防災コミュニティセンター、町民体育館の利用者が各施設の駐車場を使用する場合は無料とする。また、海浜公園プールおよびテニスコートの利用者が各施設の駐車場を使用する場合は、当該規定料金の2分の1の額(10円未満の端数は切り上げ)とする。

ペット

ペットは正しく飼いましょう

環境課 保全係

ペットも家族そして社会の一員です。

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、近隣に迷惑をかけないようにする責任があります。

■飼い主の方へ ～守ってほしい5か条～

- 1 動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。
- 2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう。
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう。
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

■犬の登録と狂犬病予防注射

	登録	狂犬病予防注射
対象	生後91日以上の子犬 ※生涯に一度	生後91日以上の子犬 ※毎年1回(原則4～6月)の注射が義務付けられています。
費用	登録手数料 1頭当たり3,000円	注射済票交付手数料1頭当たり550円および注射料金(集合注射の場合3,100円) ※動物病院で接種した場合、病院で出された予防注射済証を環境課に提出して、注射済票の交付を受けてください。
場所	環境課	集合注射を毎年4月頃に実施します。 日程などについては、「広報ゆがわら」または「案内はがき」などでお知らせします。 集合注射で受けられない場合は、動物病院にて接種してください。
必要なもの	飼い主の住所・氏名・連絡先・犬の名前・生年月日・性別・毛色・犬種などを登録用紙に記入していただきます。	集合注射の場合は、町からの案内はがきと愛犬手帳
備考	登録された犬1頭につき、1枚の鑑札と愛犬手帳をお渡します。	注射した犬1頭につき、1枚の注射済票をお渡しします。

■犬が死亡したとき

飼っていた犬が死亡したときは、必ず環境課に届けてください。

■飼えなくなった犬(猫)の相談

やむを得ず飼えなくなった犬猫の引き取りは、神奈川県動物愛護センター(☎0463-58-3411)へご相談ください。

■犬の転入と転出について

登録した住所地から飼い犬と共に転入または転出した場合も、市区町村への届けが必要です。

	転入	転出
届出先	環境課	新住所地の市区町村の畜犬担当課
届出書類	犬の登録事項変更届(環境課に用紙があります。)	新住所地の市区町村で転入の届出書に記入
必要なもの	○前住所地で交付された犬の鑑札と愛犬手帳など 犬の登録状況について詳しく分かるもの ○前住所地でマイクロチップ識別番号で登録している場合、登録証明書の写し	湯河原町で交付した犬の鑑札と愛犬手帳を持って、転入手続きをしてください。
費用など	○前住所地で交付された犬の鑑札があれば、湯河原町で新たに交付する鑑札と無料交換します。 ○紛失の場合などは再交付となり、再交付手数料1,600円がかかります。	新住所地の市区町村の畜犬担当課にお問い合わせください。
備考	町内で住所変更した場合も手続きが必要です。	

猫を飼っている皆さんへ

環境課 保全係

猫も家族をいやしてくれる一員です。しかし、気づかない間に周囲に迷惑をかけていたということにならないためにも次のことを守りましょう。

- 猫の身元がわかるようにしましょう。
- 外でのエサの放置はやめましょう。
- 不妊・去勢の手術をしましょう。
- トイレのしつけはしっかりしましょう。
- 不慮の事故防止のため、室内飼いをしましょう。

猫不妊去勢手術費助成金

環境課 保全係

町内で猫を飼っているまたは飼い主のいない猫を保護している方で猫の不妊・去勢手術をした場合、費用の一部を助成します。

助成金額	メス(不妊手術)	手術費の1/2以内	※1世帯につき 1年度2匹まで助成します。
		1匹当たり 限度額3,000円	
	オス(去勢手術)	手術費の1/2以内	
		1匹当たり 限度額2,000円	

野良猫にエサをあげている方へ

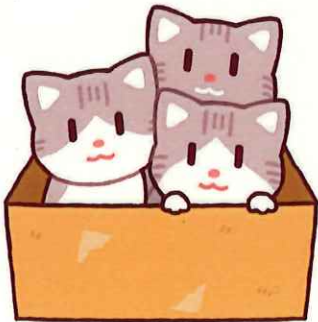
おなかをすかせた猫たちにエサをあげる優しい気持ちが、かえって周囲のトラブルになっていることが多くあります。かわいそうだからとエサをあげるだけだと多くのトラブルや不幸な猫を増やすことになってしまいますので、エサをあげる気持ちがあれば、エサやり以外の世話をを行うとともに、近隣に声をかけ理解を求めるなどの配慮をお願いします。

災害時への備えについて

環境課 保全係

大規模災害が発生した際には、一緒に飼っているペットも同じく被災します。
災害が起きてから慌てないように、日頃からペットも災害への準備をしておきましょう。

日頃からの適正飼育を。
登録や予防注射をきちんとしていますか？
鑑札・迷子札などを日頃からつけていますか？
持ち出すものの準備はできていますか？
避難所では周辺への気配りを。



コミュニティバス時刻表

図 地域政策課 企画係

【真鶴駅行き】（令和2年4月1日～）

停 留 所 名 称	時 刻										
湯 河 原 駅	7:25	8:30	9:55	10:55	12:10	13:25	14:35	15:45	17:15	18:25	
城 堀	7:26	8:31	9:56	10:56	12:11	13:26	14:36	15:46	17:16	18:26	
広 崎 公 園 前	7:27	8:32	9:57	10:57	12:12	13:27	14:37	15:47	17:17	18:27	
防災コミュニティセンター	7:29	8:34	9:59	10:59	12:14	13:29	14:39	15:49	17:19	18:29	
子育て支援センター	7:31	8:36	10:01	11:01	12:16	13:31	14:41	15:51	17:21	18:31	
幕 山 公 園 通 り	7:32	8:37	10:02	11:02	12:17	13:32	14:42	15:52	17:22	18:32	
新 崎 橋	7:33	8:38	10:03	11:03	12:18	13:33	14:43	15:53	17:23	18:33	
千 歳 ケ 岡	7:34	8:39	10:04	11:04	12:19	13:34	14:44	15:54	17:24	18:34	
吉 浜 小 学 校 前	7:35	8:40	10:05	11:05	12:20	13:35	14:45	15:55	17:25	18:35	
花 水	7:36	8:41	10:06	11:06	12:21	13:36	14:46	15:56	17:26	18:36	
ゆ う ゆ う の 里 前	7:37	8:42	10:07	11:07	12:22	13:37	14:47	15:57	17:27	18:37	
白 沼 田	7:38	8:43	10:08	11:08	12:23	13:38	14:48	15:58	17:28	18:38	
前 栗 場	7:39	8:44	10:09	11:09	12:24	13:39	14:49	15:59	17:29	18:39	
前 栗 場 配 水 池	↓	↓	↓	11:10	↓	13:40	↓	↓	17:30	↓	
ゆ め 公 園 下	↓	↓	↓	11:11	↓	13:41	↓	↓	17:31	↓	
ゆ め 公 園	↓	↓	↓	11:12	↓	13:42	↓	↓	17:32	↓	
兔 沢	↓	↓	↓	11:13	↓	13:43	↓	↓	17:33	↓	
下 兔 沢	↓	↓	↓	11:14	↓	13:44	↓	↓	17:34	↓	
真 鶴 聖 苑 入 口	↓	↓	↓	11:15	↓	13:45	↓	↓	17:35	↓	
真 鶴 中 学 校	↓	↓	↓	11:16	↓	13:46	↓	↓	17:36	↓	
天 保 山	7:40	8:45	10:10	↓	12:25	↓	14:50	16:00	↓	18:40	
庵 寺 前	7:41	8:46	10:11	↓	12:26	↓	14:51	16:01	↓	18:41	
川 堀	7:42	8:47	10:12	↓	12:27	↓	14:52	16:02	↓	18:42	
福 浦 入 口	7:43	8:48	10:13	11:17	12:28	13:47	14:53	16:03	17:37	18:43	
真 鶴 駅	7:48	8:53	10:18	11:23	12:33	13:53	14:58	16:08	17:43	18:48	
所 要 時 間	23分	23分	23分	28分	23分	28分	23分	23分	28分	23分	

※青色は、ゆめ公園・兔沢経由便です。

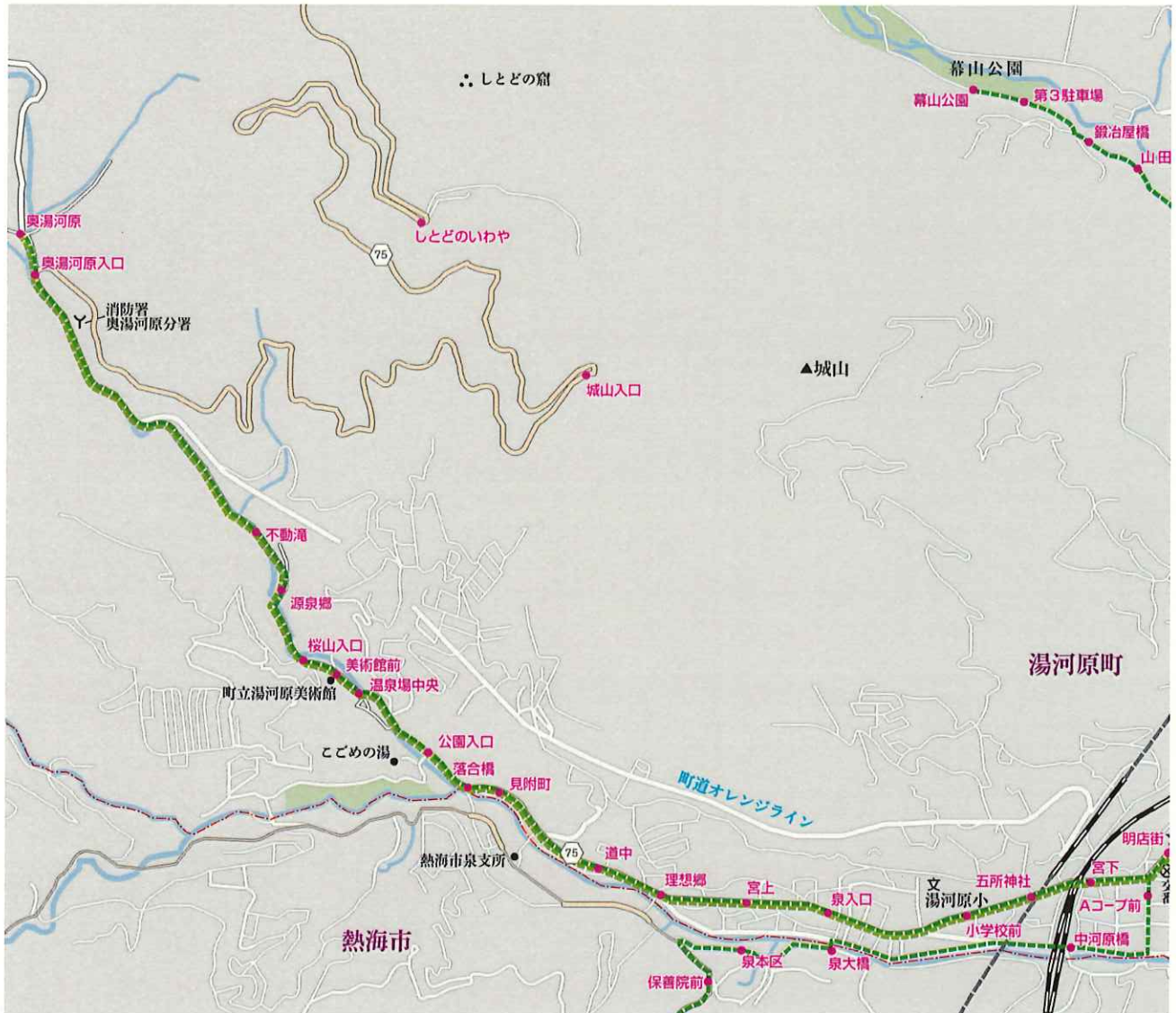
【湯河原駅行き】（令和2年4月1日～）

停 留 所 名 称	時 刻										
真 鶴 駅	8:00	9:05	10:30	11:35	12:40	14:05	15:10	16:15	17:55	18:55	
福 浦 入 口	8:01	9:06	10:31	11:36	12:41	14:06	15:11	16:16	17:56	18:56	
川 堀	8:02	↓	10:32	11:37	↓	14:07	15:12	↓	17:57	18:57	
庵 寺 前	8:03	↓	10:33	11:38	↓	14:08	15:13	↓	17:58	18:58	
天 保 山	8:04	↓	10:34	11:39	↓	14:09	15:14	↓	17:59	18:59	
真 鶴 中 学 校	↓	9:07	↓	↓	12:42	↓	↓	16:17	↓	↓	
真 鶴 聖 苑 入 口	↓	9:09	↓	↓	12:44	↓	↓	16:19	↓	↓	
下 兔 沢	↓	9:10	↓	↓	12:45	↓	↓	16:20	↓	↓	
兔 沢	↓	9:11	↓	↓	12:46	↓	↓	16:21	↓	↓	
ゆ め 公 園	↓	9:14	↓	↓	12:49	↓	↓	16:24	↓	↓	
ゆ め 公 園 下	↓	9:15	↓	↓	12:50	↓	↓	16:25	↓	↓	
前 栗 場 配 水 池	↓	9:16	↓	↓	12:51	↓	↓	16:26	↓	↓	
前 栗 場	8:05	9:17	10:35	11:40	12:52	14:10	15:15	16:27	18:00	19:00	
白 沼 田	8:06	9:18	10:36	11:41	12:53	14:11	15:16	16:28	18:01	19:01	
ゆ う ゆ う の 里 前	8:07	9:19	10:37	11:42	12:54	14:12	15:17	16:29	18:02	19:02	
花 水	8:08	9:20	10:38	11:43	12:55	14:13	15:18	16:30	18:03	19:03	
吉 浜 小 学 校 前	8:09	9:21	10:39	11:44	12:56	14:14	15:19	16:31	18:04	19:04	
千 歳 ケ 岡	8:10	9:22	10:40	11:45	12:57	14:15	15:20	16:32	18:05	19:05	
新 崎 橋	8:11	9:23	10:41	11:46	12:58	14:16	15:21	16:33	18:06	19:06	
幕 山 公 園 通 り	8:12	9:24	10:42	11:47	12:59	14:17	15:22	16:34	18:07	19:07	
子育て支援センター	8:13	9:25	10:43	11:48	13:00	14:18	15:23	16:35	18:08	19:08	
防災コミュニティセンター	8:15	9:27	10:45	11:50	13:02	14:20	15:25	16:37	18:10	19:10	
広 崎 公 園 前	8:17	9:29	10:47	11:52	13:04	14:22	15:27	16:39	18:12	19:12	
城 堀	8:18	9:30	10:48	11:53	13:05	14:23	15:28	16:40	18:13	19:13	
湯 河 原 駅	8:23	9:35	10:53	11:58	13:10	14:28	15:33	16:45	18:18	19:18	
所 要 時 間	23分	30分	23分	23分	30分	23分	23分	30分	23分	23分	

※青色は、ゆめ公園・兔沢経由便です。

湯河原バス路線図

湯河原駅真鶴駅間の路線バスが運行していない地域において、町民の皆さんの移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を行っています。



コミュニティバス

バス停 ● 路線 - - - -

■運行区間 湯河原駅～真鶴駅

■所要時間 23分(ゆめ公園・兎沢経由は約30分)

■運行便数 10往復20便/日

(内、3往復6便はゆめ公園・兎沢経由)

■運賃 大人 210円 小人 110円

※運賃は変更となる場合があります。

問い合わせ 地域政策課 企画係

※車内のお忘れ物などについては箱根登山バス株式会社
へお問い合わせしてください。

箱根登山バス株式会社 湯河原営業所 ☎62-2776

路線バス

バス停 ● 路線 — — — —

箱根登山バス株式会社 湯河原営業所 ☎62-2776

バス停 ● 路線 — — — —

伊豆箱根バス株式会社 湯河原駅前案内所 ☎62-2555

バス停 ● 路線 - - - -

株式会社東海バス 熱海営業所 ☎0557-85-0381

令和8年4月時点の路線図および運賃



生活環境

バス停留所にベンチを設置しています

一部バス停留所にベンチを設置しておりますのでぜひご利用ください。



★設置場所



ゆがわら 127